

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会（第10回）資料  
各省庁における「これまでの取組成果・達成状況、今後の取組・目標」について

事務局（文部科学省／厚生労働省）	．．．	P. 1
厚生労働省	．．．	P. 4
文部科学省	．．．	P. 15
文化庁	．．．	P. 44
総務省	．．．	P. 45
国立国会図書館	．．．	P. 48
経済産業省	．．．	P. 53

第10回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等	事務局(文部科学省/厚生労働省)	所属	役職・氏名
		総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室 社会・援護局障害者保健福祉企画課自立支援振興室	室長 星川 正樹 室長 川部 勝一
基本計画	これまでの取組	成果・達成状況	今後の取組・目標
① 総論(1) 都道府県等への計画策定の働きかけ	【都道府県の計画策定の働きかけ】 ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定状況調査(令和6年2月1日現在)を実施し概要及び自治体の計画策定状況をHPで公開。【資料:事一1】 ・公益社団法人日本図書館協会障害者サービス委員会が策定した「地方公共団体において『視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画』を策定するための指針」の周知	令和2年度:計40% 内訳(自治体数):策定済0、作業中10、検討中41 ⇒令和5年度:計67%(前年比7%増) 内訳:策定済33(都道府県19、指定都市3、中核市11)、策定中34(都道府県19、指定都市6、中核市9)、策定に向けて検討中20(都道府県9、指定都市5、中核市6)	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定状況調査(令和7年2月1日現在)の継続 令和6年調査時点で80%(令和2年度調査比40%増)目標
課題・補足			資料番号 事-1

# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況 概要

## I 令和5年度視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況について

調査対象：都道府県、指定都市、中核市（計129、回答率100%） 調査時点：令和6年2月1日現在

### 1. 計画の策定について

(1) 策定状況 ※全体の67%が策定済、策定作業・検討中

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. 既に策定済み	19	3	11	33
2. 現在策定作業中	19	6	9	34
3. 策定に向けて検討中	9	5	6	20
4. 策定する予定なし（未定も含む）	0	6	36	42

(2) 策定期期【1(1)で1~3と回答した場合】

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. ~令和2年度	5	2	4	11
2. 令和3年度	5	0	3	8
3. 令和4年度	7	1	3	11
4. 令和5年度	17	2	6	25
5. 令和6年度	5	4	4	13
6. 令和7年度~	0	2	5	7
7. 未定	8	3	1	12

(3) 計画の位置づけ【1(1)で1~3と回答した場合】

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. 単独の計画として策定	13	2	3	18
2. 障害者政策の計画の一部に位置づけ	23	6	12	41
3. その他の計画の一部に位置づけ	5	2	9	16
4. 未定	6	4	2	12

### 2. 連絡会等の開催について

(1) 開催状況

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. 定期的で開催している	18	4	5	27
2. 過去に開催したことがある	12	8	6	26
3. 開催に向けて準備・検討中	3	2	2	7
4. 開催する予定なし（未定も含む）	14	6	49	69

(2) 開催開始時期【(1)で1~3と回答した場合】

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. ~令和2年度	10	3	1	14
2. 令和3年度	9	5	3	17
3. 令和4年度	3	2	5	10
4. 令和5年度	8	2	1	11
5. 令和6年度	3	0	1	4
6. 令和7年度~	0	0	0	0
7. 未定	0	2	2	4

### 3. 外部関係者を含めた会議の開催について

(1) 開催状況

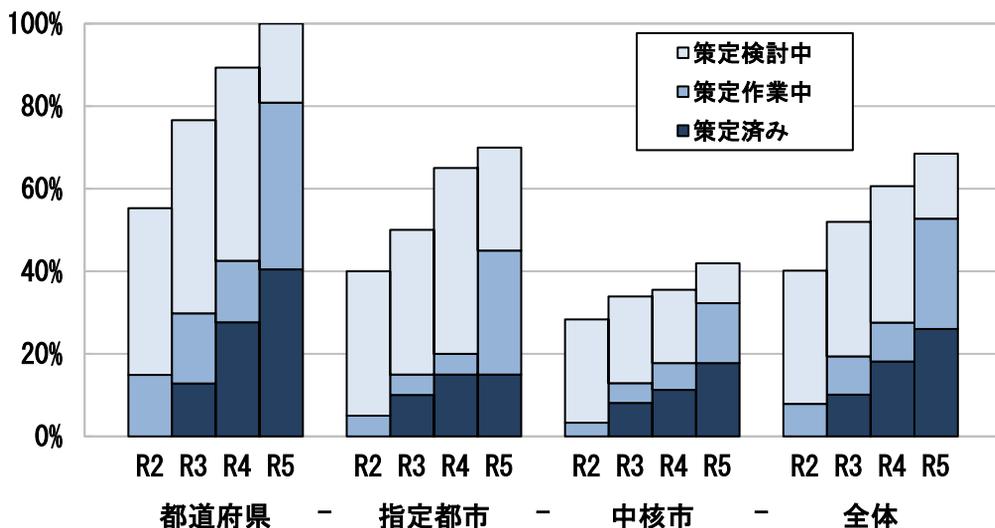
回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. 定期的で開催している	22	4	7	33
2. 過去に開催したことがある	8	4	6	18
3. 開催に向けて準備・検討中	2	2	3	7
4. 開催する予定なし（未定も含む）	15	10	46	71

(2) 開催開始時期【(1)で1~3と回答した場合】

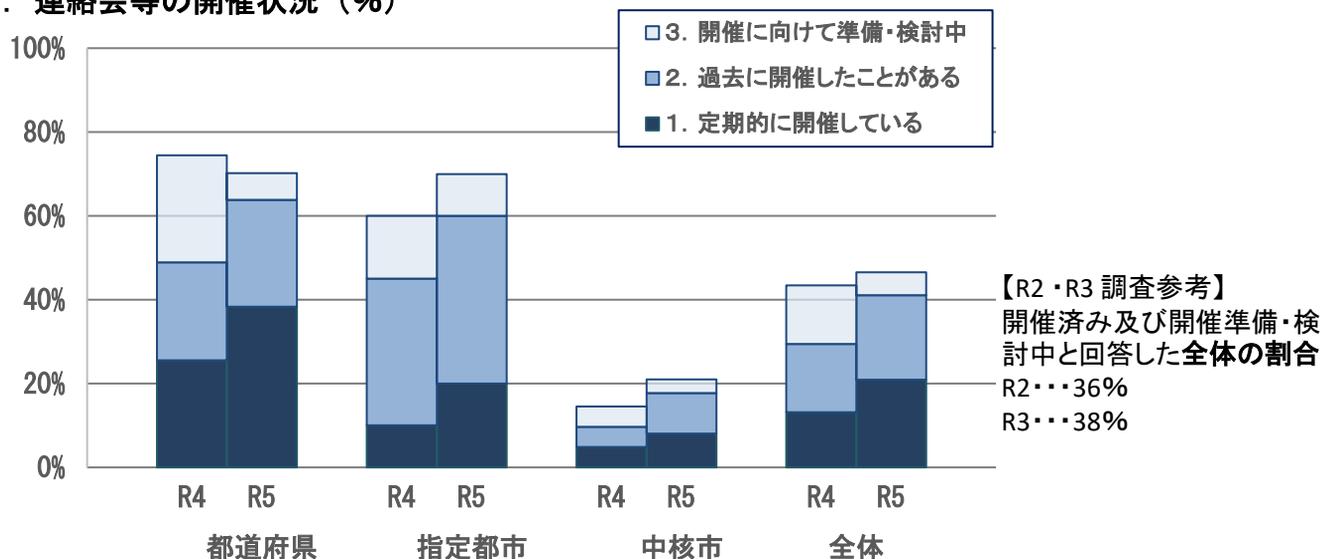
回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. ~令和2年度	7	1	4	12
2. 令和3年度	4	4	3	11
3. 令和4年度	7	1	2	10
4. 令和5年度	13	2	3	18
5. 令和6年度	1	1	1	3
6. 令和7年度~	0	0	1	1
7. 未定	0	1	2	3

## Ⅱ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況の推移について

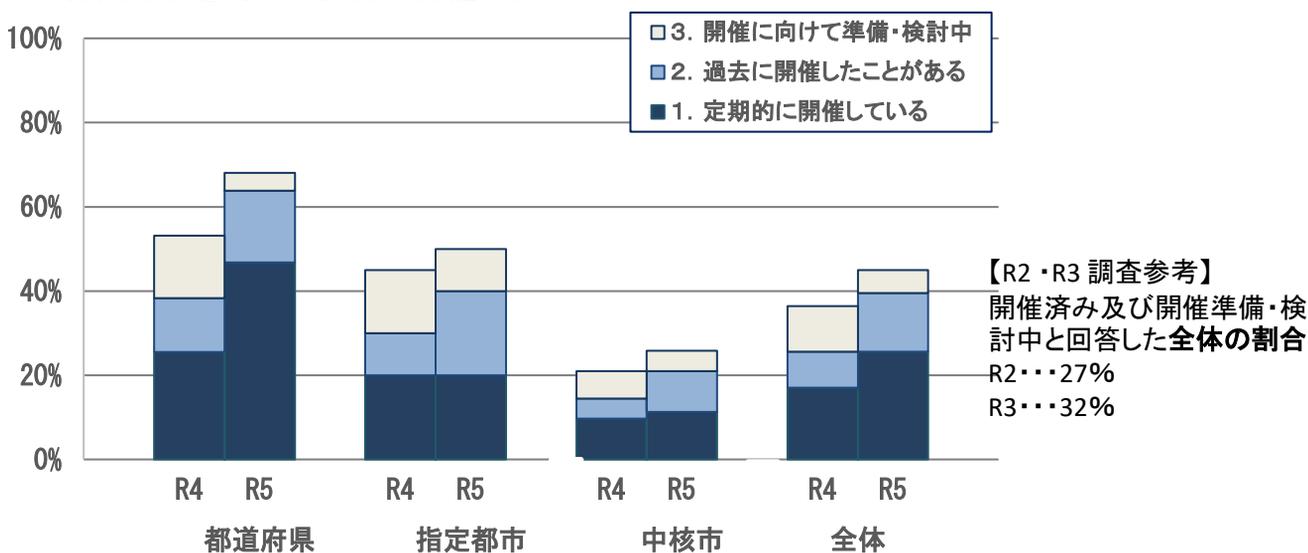
### 1. 計画の策定状況の推移 (%)



### 2. 連絡会等の開催状況 (%)



### 3. 外部関係者を含めた会議の開催状況 (%)



※各地方公共団体からの調査回答をもとに、文部科学省 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全障害者学習支援推進室、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において作成。

第10回視覚障害者等の読書環境の整備に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等	厚生労働省	所属	社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室	役職・氏名	室長 川部 勝一	資料番号
基本計画	今後の取組・目標	成果・達成状況	引き継ぎ、HPやリーフレット等を通じて、図書館における各種サービス、インターネットを介した図書の利用など、関連施策の紹介について定期的に発信するとともに、関係団体や地方公共団体に對しても積極的な周知を依頼する。	引き継ぎ、視覚障害者等に必要な情報を定期的に発信するとともに、関係団体等に対しても積極的に周知する。	厚-1	
① 総論(2) 国民等への周知	これまでの取組	成果・達成状況	サビエ図書館の紹介動画PR用チラシ 配布箇所数 令和5年度 ・公共図書館3,294館 ・点字図書館等99施設 ・盲学校67校	引き継ぎ、視覚障害者等に必要な情報を定期的に発信するとともに、関係団体等に対しても積極的に周知する。	厚-1	
② 総論(2) 国民等への周知	これまでの取組	成果・達成状況	令和元年度に情報化対応特別管理費加算単価を増額1施設あたり月額20万円→月額40万円 令和3年度実態調査にて、公共図書館等に対するアンケート調査を実施 (回答数) ・公共図書館 310館 ・視覚特別支援学校の学校図書館 58館 ・点字図書館 81館	令和3年度に実施した実態調査の報告書等に基づき、点字図書館における取組を促進する。	厚-2 厚-3	
③ Ⅲ.1(第9条関係)視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備等	これまでの取組	成果・達成状況	【点字図書館における取組の充実】 点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実や視覚障害者等の円滑な利用を図るため、令和元年度に身体障害者保護費負担金(点字図書館等事務費)における情報化対応特別管理費加算単価を増額した。 【資料:厚-2、厚-3】 また、令和2年度において、各都道府県等に対し、点字図書館における視覚障害者等の利用促進を図るため、読書環境に関する相談、情報機器の貸出、サビエの利用登録等について視覚障害者以外の障害者の支援を可能とするよう依頼するとともに、点字図書館が端末機器等に関する情報の入手支援、ICTの習得支援を行うにあたり、ICTサポートセンターと連携するよう周知した。 更に、令和3年度において、アクセシブルな書籍等の円滑利用のために実施する支援の内容や視覚障害者以外の者も含めた利用状況等、点字図書館における提供体制及び点字出版施設や公立図書館等も含めた点字・音訳図書の製作状況についての実態調査を行った。	令和3年度に実施した実態調査の報告書等に基づき、点字図書館における取組を促進する。	厚-2 厚-3	
④ Ⅲ.1(第9条関係)(2)円滑な利用のための支援の充実	今後の取組・目標	成果・達成状況	【各図書館間の連携強化】 各都道府県・指定都市・中核市に対して、協議会の設置やノウハウの提供など、点字図書館や公共図書館等の連携促進を図る事業について、活用するよう好事例も含めて周知した。【資料:厚-3、厚-4】	点字図書館や公共図書館等の連携促進を図る事業について、引き継ぎ好事例等を普及の上、地方公共団体に対する支援を着実に実施する。 令和6年度までに「地域における読書/バリアフリー体制強化事業」を全自治体で実施	厚-3 厚-4	

<p>⑤</p> <p>Ⅲ.2(第10条関係)インターネットを利用したサービスの提供体制の強化</p>	<p>【サビエ図書館への支援強化】 サビエ図書館の安定的な運営・利用者の増加に資するよう、令和3年度予算における国庫補助事業において広報活動強化等に係る経費の拡充を行った。【資料：厚-3、厚-5】</p>	<p>サビエの利用状況 (令和元年度末) (令和5年度末) ・総目録数: 752,137件 → 826,233件 ・個人会員: 17,832人 → 20,716人 ・団体会員: 393団体 → 483団体</p>	<p>引き続き、サビエ図書館の運営団体と定期的に協議を実施しつつ、サビエ図書館に対する支援を着実に実施する。</p>	<p>厚-3 厚-5</p>
<p>⑥</p> <p>Ⅲ.2(第11条関係)インターネットを利用したサービスの提供体制の強化</p>	<p>【サビエ図書館のサービスの周知等】 公共図書館や、特別支援学校図書館等の相当者に対してサビエの利用方法や申込み方法等を周知・教示する研修会を実施し、地域の図書館等のサビエの理解と活用を促進する。(特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会)</p>	<p>公共図書館等に対するサビエ研修会の開催(令和5年度) ・未加入の公共図書館等に対するサビエ研修会の開催 2自治体(千葉県、新潟県)、4ヶ所 ・サビエ研修会(公共図書館向け公開講座ほか)の開催 46都道府県、189施設・団体、361名</p>	<p>引き続き、サビエ図書館の運営団体と定期的に協議を実施しつつ、サビエ図書館に対する支援を着実に実施する。※再掲</p>	
<p>⑦</p> <p>Ⅲ.3(第11条関係)(1)制作基準の作成等の取組のための取組への支援</p>	<p>【サビエ図書館への支援強化】 点訳・音訳等の製作手順書の周知等による音訳者・点訳者等の質の向上のための取組を実施。(特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会) また、点訳・音訳の実施方法の統一・質の向上に資するよう、令和3年度予算における国庫補助事業においてサビエ図書館の運営団体による点訳奉仕員及び音訳奉仕員向け研修やマニュアルの作成等に係る経費の拡充を行った。</p>	<p>令和4年度 ・『改訂版 点訳問題集1』の作成、公開 ・『音訳ボランティア養成講習会テキスト 基礎課程編』の刊行  令和5年度 ・『改訂版 点訳問題集2』の作成、公開 ・『サビエ図書館』登録シネマ・データ製作基準』の策定、公開 ・マルチメディアデザイナー製作研修会の実施(参加者:58施設・団体、193名) ・サビエ図書館の検索性の向上のための目録研修会の実施(参加者:75施設・団体、179名)</p>	<p>引き続き、サビエ図書館の運営団体と定期的に協議を実施しつつ、サビエ図書館に対する支援を着実に実施する。※再掲</p>	
<p>⑧</p> <p>Ⅲ.3(第11条関係)(1)制作基準の作成等の取組への支援</p>	<p>【点字図書館・公立図書館等の連携強化】 各都道府県・指定都市・中核市に対して、協議会の設置やノウハウの提供など、点字図書館や公共図書館等の連携促進を図る事業について、活用するよう好事例も含めて周知した。※再掲</p>	<p>1地域における読書バリアフリー体制強化事業「実施自治体」※再掲 令和2年度:13自治体 令和5年度:29自治体</p>	<p>点字図書館や公共図書館等の連携促進を図る事業について、引き続き好事例等を普及の上、地方公共団体に対する支援を着実に実施する。※再掲 令和6年度までに「地域における読書バリアフリー体制強化事業」を自治体で実施※再掲</p>	<p>厚-3 厚-4</p>
<p>⑨</p> <p>Ⅲ.5(第13条関係)外国からのアクセス可能な電子書籍等の入手のための環境整備</p>	<p>【マラケシュ条約に基づく視覚障害者等用データの国際交換サービスの実施】 マラケシュ条約に基づく視覚障害者等用データの国際交換サービスを実施(特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会)。</p>	<p>海外に提供するサビエの音声デザイナー図書について、ABC(ABC Global Book Service)のオンラインカタログへの目録登録作業を実施。 令和5年度にABCに登録したサビエ目録の件数 目録総数 12,443 (内訳)音声デザイナー 11,563 テキストデザイナー 829 マルチメディアデザイナー 51</p>	<p>引き続き、マラケシュ条約に基づく視覚障害者等用データの国際交換サービスを着実に実施する。(特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会)。</p>	
<p>⑩</p> <p>Ⅲ.6(第14条・第15条関係)端末機器等及び二重に開する情報の入手支援、情報通信技術者の習得支援</p>	<p>【点字図書館における取組の充実】 令和2年度において、各都道府県等に対して、点字図書館が端末機器等に関する情報の入手支援、ICT(回答数) 連携するよう周知した。※再掲 さらに、アクセス可能な書籍等の円滑利用のために実施する支援の内容や視覚障害者以外の者も含めた利用状況等、点字図書館における提供体制及び点字出版施設や公立図書館等も含めた点訳・音訳図書の製作状況についての実態調査を行った。※再掲</p>	<p>令和3年度実態調査にて、公共図書館等に対するアンケート調査を実施※再掲 ・視覚特別支援学校の学校図書館 58館 ・点字図書館 81館</p>	<p>令和3年度に実施した実態調査の報告書に基づき、点字図書館における取組を促進する。※再掲</p>	

<p>①</p> <p>Ⅲ.6(第14条、第15条関係)端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援</p>	<p>【障害者ICTサポート総合推進事業の着実な実施】 令和2年度において、各都道府県等に対して、障害者ICTサポートセンターの設置及び支援対象とする障害者種別の拡大、市町村等と連携した出張教室や相談会等の開催、アウトリーチ支援、相談、貸出体制の強化について実施するよう周知した。【資料：厚-3】 また、令和4年度より、各自治体が設置するICTサポートセンターの活動を支援する「ICTサポートセンター連携事務局」を設置し、ICTサポートセンターにおける取組の好事例の横展開、情報の共有機会の提供等により、地域における障害者のICT機器利用に関する相談体制等の充実を図る事業を実施。【資料：厚-6】</p>	<p>ICTサポートセンター設置都道府県 令和元年度：23都道府県 →令和5年度：32都道府県</p>	<p>令和6年度までにICTサポートセンターを全都道府県に設置を目標</p> <p>厚-3 厚-6</p>
<p>②</p> <p>Ⅲ.6(第14条、第15条関係)端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援</p>	<p>【日常生活用具等給付事業の推進】 地方公共団体による、アクセシブルな電子書籍等を利用するための点字ディスプレイ、ディスプレイイヤー等の端末機器等の適切な給付が実施されるようするため、通知・全国会議を通じて、法や基本計画の理念、障害者のニーズや地域の特性等を踏まえた日常生活用具給付等事業の推進を促した。 また、令和5年度に地方公共団体に対して、読書バリアフリー法を踏まえた日常生活用具給付等事業の見直し状況について、実態調査を実施し、調査結果を全国会議において、周知した。【資料：厚-7】</p>	<p>【地域における読書バリアフリー体制強化事業】実施自治体※ 令和2年度：13自治体 →令和5年度：29自治体</p>	<p>引き続き、通知・全国会議等を通じて、法や基本計画の理念、障害者のニーズや地域の特性等を踏まえた日常生活用具給付等事業の実施を促す。</p> <p>厚-7</p>
<p>③</p> <p>Ⅲ.8(第17条関係)(2)点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成</p>	<p>【点字図書館等における取組の充実】 点字図書館等における製作者人材等の育成の充実を図るため、図書館の点字・音声・テキストデータ化ができる人材養成を行う事業を実施した。</p>	<p>【地域における読書バリアフリー体制強化事業】実施自治体※ 令和2年度：13自治体 →令和5年度：29自治体</p>	<p>引き続き、点字図書館等における製作者人材等の育成の充実を図るため、図書館の点字・音声・テキストデータ化ができる人材養成を行う事業について、引き続き好事例等を普及の上、地方公共団体に対する支援を着実に実施する。 令和6年度までに「地域における読書バリアフリー体制強化事業」を全自治体で実施※再掲</p> <p>厚-3 厚-4</p>
<p>④</p> <p>Ⅲ.8(第17条関係)(2)点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成</p>	<p>【各図書館等との連携強化】 各都道府県・指定都市・中核市に対して、協議会の設置やノウハウの提供など、点字図書館や公共図書館等の連携促進を図る事業について、活用するよう好事例も含めて周知した。※再掲</p>	<p>【地域における読書バリアフリー体制強化事業】実施自治体※ 令和2年度：13自治体 →令和5年度：29自治体</p>	<p>引き続き、点字図書館や公共図書館等の連携促進を図る事業について、引き続き好事例等を普及の上、地方公共団体に対する支援を着実に実施する。※再掲</p> <p>厚-3 厚-4</p>
<p>⑤</p> <p>Ⅲ.8(第17条関係)(2)点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成</p>	<p>【製作者人材育成の調査】 アクセシブルな書籍等の円滑利用のために実施する支援の内容や視覚障害者以外の者も含めた利用状況等、点字図書館における提供体制及び点字出版施設や公立図書館等も含めた点訳・音訳図書の実制作状況についての実態調査を行った。※再掲</p>	<p>令和3年度実態調査にて、公共図書館等に対するアンケート調査を実施※再掲 (回答数) ・公共図書館 310館 ・視覚特別支援学校の学校図書館 58館 ・点字図書館 81館</p>	<p>令和3年度に実施した実態調査の報告書に基づき、点字図書館における取組を促進する。※再掲</p>
<p>課題・補足</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>

# ○視覚障害の情報サイト「シカクの窓」

見えない・見えにくいときにひらく

## シカクの窓

[ホーム](#) | [支援・相談窓口](#) | [便利な道具・アプリ](#) | [生活の知恵](#)  
[余暇・趣味](#) | [目の病気・医療](#) | [読書・サピエ](#) | [応援・寄付](#)

[本文へ](#) > [フッターへ](#)

検索

👁️ [見えない・見えにくい方へ](#)
👉 [支援する方へ](#)

## 視覚障害の情報窓口

緊急のお知らせ

緊急のお知らせはありません

### シカクの窓へようこそ！

「シカクの窓」は、視覚障害に関する様々な情報への窓口です。あなたの知りたい情報にたどり着きますように！



# ○サピエ図書館の紹介動画PR用チラシ

文章の理解が苦手な方

目が見えない方  
見えにくい方

本を持つことの  
出来ない方

# 「サピエ図書館」で 読書を楽しみましょう！

点字で読める

見やすい画面と  
音声で読める

本や雑誌が  
音声で聴ける

わがばいばい  
 スマホである

サピエ図書館は、読書が困難な方のための  
国内最大級のインターネット図書館です。

~紹介動画をインターネットで公開中~  
 「サピエ図書館で読書の喜びを！」  
<https://www.naiiv.net/>

## 点字図書館の概要

- 点字図書館においては、点字刊行物や視覚障害者用の録音物の製作や貸出のほか、情報機器の貸出、視覚障害者に関する相談等に係る事業及び点字刊行物の出版に係る事業を実施しており、その運営に要する費用を国が負担している。

### 事業内容、設置基準等

設置数	76施設（令和5年4月1日時点） ※うち公立50ヶ所、私立26ヶ所
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物など視覚障害者が利用するものを製作する。</li> <li>・ 点訳（文字を点字に訳すことをいう。）等を行う者の養成・派遣、点字刊行物等の普及促進、視覚障害者に対する情報機器の貸し出し、視覚障害に関する相談等を行う。</li> </ul>
根拠法	身体障害者福祉法第34条
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閲覧室、録音室、印刷室、聴読室、聴読室、発送室、書庫、研修室、相談室、事務室を設ける他、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の利用に必要な機械器具</li> </ul>
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設長1、司書1以上、点字指導員1以上、貸出閲覧員又は情報支援員1以上、校正員又は音声訳指導員1以上の他、その他運営に必要な職員</li> </ul>
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者保護費負担金により、国1/2を負担。</li> <li>・ 令和6年度予算額 20.7億円（聴覚障害者情報提供施設分も含む）</li> </ul>

※設置数は身体障害者保護費負担金における交付対象施設数

平成31年にマラケシユ条約及び、改正著作権法、令和元年に読書バリアフリー法の施行を踏まえ、点字図書及び音声図書の製作や視覚障害者等の読書環境の整備に向けた取組の充実を図る。

## 1 身体障害者保護費負担金（点字図書館等事務費）における加算単価の増額（令和元年度～）

身体障害者保護費負担金の情報化対応特別管理費の加算単価を増額し、点字図書館における点字図書及び音声図書の製作に係る経費※を充実する。

※経費の例

パソコン、点字プリンタや録音機器等の購入費、ボランティア等の募集広告費、講習会開催経費、講習会出席に必要な旅費、点訳・音訳を行う者への謝金や旅費 等

平成30年度まで

1 施設あたり

(上限) 20万円 / 月

令和元年度以降

1 施設あたり

(上限) 40万円 / 月

## 2 地域生活支援促進事業における新規事業の創設

◆ 障害者ICTサポート総合推進事業  
(令和元年度～)

障害者のICT機器の利用促進等に関する総合的なサービス拠点（サポートセンター等）の運営や、ICT機器の操作やサピエの活用支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣等を実施。

◆ 読書バリアフリー体制強化事業  
(令和2年度～)

点字図書館と公共図書館等の連携を図るための協議会の設置や、視覚障害以外の障害者の利用促進のための研修の実施、点訳・音訳奉仕員等の養成等を実施。

## 3 視覚障害者等情報総合ネットワーク「サピエ」の充実強化

◆ 予算額の年次推移（単位：千円）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5、R6
運営費	0	8,700	8,702	24,020	44,509	44,509
管理費	60,444	123,731	41,944	69,880	71,449	88,650
合計	60,444	132,431	50,646	93,900	115,958	133,159

◆ 主な予算額増の内容

(令和元年度)

- ・コールセンターの設置・運営費を新たに計上
- ・蔵書増・会員数増に対応するため、サーバーの更新・増設 (令和3年度)

- ・会員拡大のための広報活動の実施
- ・音訳・点訳の研修やマニュアル作成
- ・蔵書増に対応するため、サーバーの増設

## 【令和5年度】地域における読書バリアフリー体制強化事業の取組事例（滋賀県）

### 読書バリアフリー推進員の配置（点字図書館と公共図書館等の連携強化）

#### 取組内容（事業内容、実績等）

- 県立視覚障害者センターに推進員を配置し、公共図書館等の読書環境整備の支援、視覚障害者のアクセシブルな図書の利用支援等を行う。
- 推進員には、大学図書館や公共図書館での勤務経験が豊富な者を採用しており、公共図書館との連携強化において即戦力となった。

#### 【令和5年度実績】

- 公共図書館職員向け研修の実施：
  - ・ 長浜市立図書館（9月28日 参加者36名） ・ 竜王町立図書館（10月26日 参加者6名（全職員））
- 県立視覚障害者センターに整備している最新の読書支援機器（拡大読書器、メガネ装着型音声読書器、デジジー図書再生機等）の貸出しや、使用方法の説明を行った。
- 県内は交通が不便な地域が多いことから、個別の障害者等への支援においては、自宅への訪問サポートに応じている。
  - ・ 80回（80人）訪問（令和6年1月末時点）



### ポイント（工夫した点など）

- 県内公共図書館のうち8館とそれぞれ行った意見交換を元に、6つの研修プログラム（視覚障害者との接し方、読書支援機器の体験、サピエとは何か等）を作成し、研修を依頼する図書館には自館のニーズに応じたプログラムを選択してもらって研修を実施した。
- 県内公共図書館は少人数で運営されていることがほとんどであり、職員が研修に参加できる時間は限られるため、時期やプログラムを図書館が主体的に選択できる出前講座形式をとることで、研修機会の拡大を図った。
- 訪問サポートは、まずサポート内容に応じたマニュアルを作成する。家族同席の場合はマニュアルを渡してマニュアルどおりにサポートするが、お一人の場合は後日、希望に応じて、サポート内容を録音したデータを提供したり、サポート内容を書いたメールを送るなどする。
- 推進員の説明を聞いている間は理解したような気がするが、後でわからなくなり再度訪問依頼をするという事例が多かったところ、このようにご自身の環境に応じていつでも復習できる環境を整えることで、本人の習熟度も高まり、再度の依頼も減った。

### 事業により得られた成果

- ・ 公共図書館からの声：「読書バリアフリーに対する認識が高まり、取り組み方を具体的にイメージ出来るようになった。」  
「読書器などの操作体験により、視覚障害者への対応に自信がついた」
- ・ 公共図書館と点字図書館は、お互いに取組も連絡窓口もよく知らないような関係だったが、互いに協力・情報共有できる連携関係が築けた。
- ・ 読書相談に来られる方や、読書支援機器を使ってみたい方に、即座に最新の読書支援機器を体験してもらえ、相談→購入→読書環境成立にかかる時間を短縮することができた。

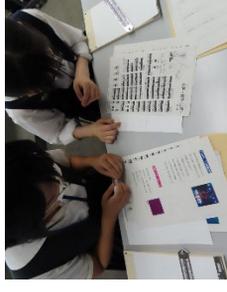
# 【令和5年度】地域における読書バリアフリー体制強化事業の取組事例（徳島県）

## 高校生のための音訳・点訳講習会（その他読書バリアフリー体制の強化に資する取組）

### 取組内容

- 【対象】 県内の高校生・特別支援学校高等部の生徒
- 【開催回数】 音訳、点訳各1回
- 【講師】 視聴覚障がい者支援センター職員
- 【参加人数】 点訳16名 音訳11名
- 【内容】 録音図書（デিজィー図書）や点訳についての知識を深める。  
録音図書製作体験や点字盤を使った点字図書製作体験。

音訳・点訳講習会



### ポイント（工夫した点など）

- 【高校生を対象にした経緯】 デিজィー図書や、点字図書の製作方法について学ぶことを通して、活字による読書や図書館利用が困難な方への理解を深め、若年者の製作人材育成を図ることをねらいとした。
- 【参加者を集める工夫】 チラシを作成し、高校や特別支援学校に配布した。HPやSNSを使って広報した。

### 事業により得られた成果

「総合的な探究の時間」で福祉をテーマにするグループが参加してくれた。後日、視聴覚障がい者交流プラザの職員にバリアフリー図書について詳しく聞くなどして、知識を深めた。その後、文化祭で様々なバリアフリー図書の展示と紹介を行い、さらに、読書バリアフリーをテーマにした全校集会を企画・実施した。また、近隣の図書館でブースを設けて来館者に説明を行うなど、高校生による読書バリアフリーの啓発活動をもたらし、高校生の取組が、地元の新聞にも掲載された。

公立図書館でブースを設置

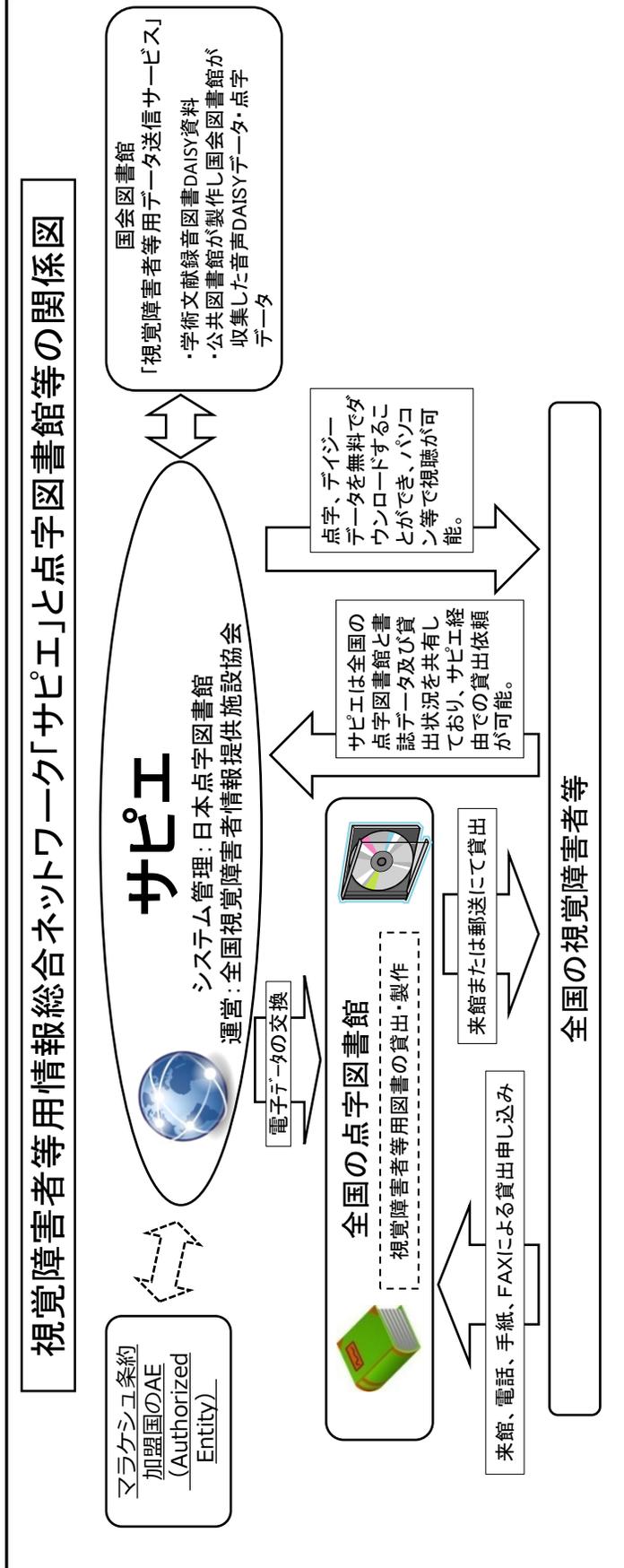


文化祭で展示・紹介



# 視覚障害者等用情報総合ネットワーク「サピエ」の運営支援

- 「サピエ」は、視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍により、視覚による表現の認識が困難な者）に対して点字、デিজィーデータ（音声、テキストを利用したデータ）の情報を提供するITネットワークであり、日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。
- 国は事業に要する経費の一部を助成している。（令和6年度予算額：1.3億円）



- ・「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」(Sapientia サピエンティア = ラテン語)の広場。
- ・全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース(約82万件)として広く活用されている。
- ・26万タイトルの点字データを保有し、12万タイトルの音声デিজィーデータのダウンロードやストリーミングが可能であり、個人会員(約2万人)は、点字・デিজィーデータを全国どこからでも、あるいは海外においてもダウンロードができて、読みたい本を自由に選べ、直接入手でき、視覚障害者等の読書の自由が広がっている。



# 読書バリアフリー法施行を踏まえた日常生活用具等給付事業における 種目等の見直し状況のまとめ（令和5年度）

見直し内容		市町村数
主な見直し例		
新たに対象となる用具の追加	ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、携帯型OCRマルチプレーヤー、暗所視支援眼鏡、眼鏡装着型音声読書器、携帯型拡大読書器、情報・通信支援用具（入力支援ソフト）など	24
対象となる障害種別の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポータブルレコーダー：視覚障害者の等級要件の撤廃、上肢機能障害・読字障害を新たに追加</li> <li>情報・通信支援用具：視覚障害の等級要件を撤廃、読字障害を新たに追加</li> </ul>	15
給付限度額の引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポータブルレコーダー：約1～5万円増額</li> <li>拡大読書器：約1～30万増額</li> <li>活字文書読上げ装置：約10万増額</li> <li>情報・通信支援用具：約5～7万円増額</li> </ul>	16
複数の支給を容認	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報・通信支援用具：パソコン用とスマートフォン用</li> <li>拡大読書器：据置型と携帯型</li> <li>耐用年数経過するまでに基準額範囲内で複数の給付を容認</li> </ul>	3
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐用年数の短縮</li> <li>視覚障害者用拡大読書器について、音声読上げ機能を有するものも対象に追加</li> <li>ポータブルレコーダー等の施設入所・入院中の給付を容認</li> </ul>	13

第10回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等	文部科学省	所属	男女課障害者学習支援推進室 地域課図書館・学校図書館振興室 地域課社会教育人材研修係	役職・氏名	室長補佐 五十嵐 裕 専門官 毛利 るみこ 課長補佐 松本 由布子
基本計画	<p>これまでの取組</p> <p>【文部科学省共催イベント】超福祉の学校@SHIBUYA JIにおける普及・啓発活動】 シンポジウム バリアフリー図書とSDGsが紡ぐシトリムプロジェクトの物語(令和5年10月28日) https://people.design.or.jp/school/symposium/1736/</p> <p>【国民等への周知】 1. 障害当事者、視覚障害支援者、司書など図書館関係者、地方公共団体、教員、出版関係者などを対象とした文字・活字文化推進機構によるフォーラム「読書バリアフリーと図書館の役割 ～誰もか読める環境づくり～」を令和3年2月13日に無観客開催し、3月1日よりインターネット配信を開始した。 https://www.mojikatsujii.or.jp/news/2021/03/01/4598/ 2. 令和3年9月5日開催の独立行政法人 国立青少年教育振興機構によるオンラインシンポジウム「本と多様な立場の読者をつなぐために」について、都道府県・指定都市の読書バリアフリー担当課にメール通知し周知を図った。(令和3年8月31日) https://www.mojikatsujii.or.jp/news/2021/09/22/5011/ 3. 障害者やその家族等に公立図書館や点字図書館等でのようなサービスの啓発用リーフレットを作成し、HPで公開した(令和3年4月)。令和3年9月、印刷したリーフレットを都道府県、市町村の図書館所管当等に配布した。また、令和6年3月にも再度周知を図るため配付した。 4. 障害当事者等へのヒアリングや有識者会議での議論を踏まえ、令和5年3月28日、第五次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、多様な子どもたちの読書機会の確保にむけた積極的な取組を進めていただくよう、都道府県等への通知により周知を行った。(令和5年3月28日)</p>	<p>成果・達成状況</p> <p>「超福祉の学校@SHIBUYA 2023」令和5年10月27～29日開催 ・アクセシブルな書籍(LLブック・布の絵本等)の展示 ・参加者数: 7,036人(オフライン: 会場1,343人 オンラインシンポジウム視聴者数5,693人) ・HP: 9.4万人のページビュー(7,983人のユーザーからのアクセス) ・露出媒体数: 76(ラジオ: 5 新聞: 2 公共広告: 3 WEB: 66)</p>	<p>今後の取組・目標</p> <p>読書バリアフリーに関する一般の理解増進に資する普及啓発シンポジウム等の取組を実施予定</p>	資料番号	
① 総論(2) 国民等への周知	<p>【国民等への周知】 1. 障害当事者、視覚障害支援者、司書など図書館関係者、地方公共団体、教員、出版関係者などを対象とした文字・活字文化推進機構によるフォーラム「読書バリアフリーと図書館の役割 ～誰もか読める環境づくり～」を令和3年2月13日に無観客開催し、3月1日よりインターネット配信を開始した。 https://www.mojikatsujii.or.jp/news/2021/03/01/4598/ 2. 令和3年9月5日開催の独立行政法人 国立青少年教育振興機構によるオンラインシンポジウム「本と多様な立場の読者をつなぐために」について、都道府県・指定都市の読書バリアフリー担当課にメール通知し周知を図った。(令和3年8月31日) https://www.mojikatsujii.or.jp/news/2021/09/22/5011/ 3. 障害者やその家族等に公立図書館や点字図書館等でのようなサービスの啓発用リーフレットを作成し、HPで公開した(令和3年4月)。令和3年9月、印刷したリーフレットを都道府県、市町村の図書館所管当等に配布した。また、令和6年3月にも再度周知を図るため配付した。 4. 障害当事者等へのヒアリングや有識者会議での議論を踏まえ、令和5年3月28日、第五次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、多様な子どもたちの読書機会の確保にむけた積極的な取組を進めていただくよう、都道府県等への通知により周知を行った。(令和5年3月28日)</p>	<p>1. 事前申込者454名、再生回数2,095回(令和6年5月17日現在) 2. 再生回数1,524回(令和6年5月17日) 3. 配布先1799箇所 4. 資料 文-1参照</p>	<p>関係機関等で実施する読書バリアフリーに関するフォーラム、シンポジウム等についても、情報を収集し各都道府県・指定都市に通知し、周知を図る。</p>	-	
② 総論(2) 国民等への周知	<p>【高等専門学校の附属図書館の体制整備等】 ・全51国立高等専門学校において、新・統合図書館システムOPAC端末に、表示画面内容の音読機能を導入。 ・そのほか、朗読CDや朗読CD付き図書、英語多読用電子ブック(PDF拡大可能)、リーディングトラッカーや、ハンドルーバ等の読書補助具及び筆談器の整備を実施。</p>	<p>・全51国立高等専門学校において、新・統合図書館システムOPAC端末に、表示画面内容の音読機能を導入した。 ・視覚障害者等からの問い合わせ等があった場合に備えて対応が取れるよう準備を行っている。</p>	<p>・新・統合図書館システムの実施に関する研修等により、国立高等専門学校スタッフのスキルアップを図る。 ・利用者のニーズに応じたアクセシブルな書籍等を充実させる。視覚障害者に対応した書籍の選書や視覚障害に関する技術的支援の開発等に関する資料の選書を進める。</p>	文-1	
③ Ⅲ-1(第9条関係)視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備等	<p>【高等専門学校の附属図書館の体制整備等】 ・全51国立高等専門学校において、新・統合図書館システムOPAC端末に、表示画面内容の音読機能を導入。 ・そのほか、朗読CDや朗読CD付き図書、英語多読用電子ブック(PDF拡大可能)、リーディングトラッカーや、ハンドルーバ等の読書補助具及び筆談器の整備を実施。</p>	<p>・全51国立高等専門学校において、新・統合図書館システムOPAC端末に、表示画面内容の音読機能を導入した。 ・視覚障害者等からの問い合わせ等があった場合に備えて対応が取れるよう準備を行っている。</p>	<p>・新・統合図書館システムの実施に関する研修等により、国立高等専門学校スタッフのスキルアップを図る。 ・利用者のニーズに応じたアクセシブルな書籍等を充実させる。視覚障害者に対応した書籍の選書や視覚障害に関する技術的支援の開発等に関する資料の選書を進める。</p>	-	

④	Ⅲ.1(第9条関係)視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備等	<p>【大学図書館等における取組】 読書バリアフリー法対応メタデータ共有システムと連携して試験運用を行い、令和4年10月4日より正式運用を開始した。同取組や学内の障害学生支援担当部局等の関係部局と連携強化について、大学図書館連団体の会議等にて周知を行った。 令和6年1月15日に国立国会図書館障害者用資料検索(愛称:みなサーチ)正式版の公開に伴い、データ連携を開始した。</p>	<p>令和4年10月4日より読書バリアフリー法対応メタデータ共有システムの正式運用を開始した。 令和6年1月15日に国立国会図書館障害者用資料検索(愛称:みなサーチ)正式版の公開に伴い、データ連携を開始した。 申請機関数は100機関、登録済みメタデータ数は460件(2024年3月時点)。</p>	<p>文-2</p> <p>今後も大学図書館関係者等の意見や運用状況を踏まえ、引き続きシステム機能の改善を図る。 本システムの活用における周知・啓発、および愛称等考案の検討を実施する。</p>
	<p>【読書バリアフリーコンソーシアム】 1. 令和3、4、5年度、公立図書館、学校図書館、点字図書館、点字図書館等が連携して試験運用を行い、令和4年10月4日より正式運用を開始した。人的資源の共有、図書館の物的・人的資源の共有、図書館等による広報の強化等のモデル的な取組を行う地方公共団体、法人を支援した。 2. 「読書バリアフリーコンソーシアム」において、点字コーナラーの工夫等の好事例を収集し、ホームページで周知した。</p> <p>【学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム】 ●東京大学先端科学技術研究センター 1. 令和3、4年度、学校、学校図書館等で製作された電子書籍等の所在情報把握・共有(リポジトリ)の在り方を検討した。 2. 令和3年度、アクセシブルな書籍・電子書籍等の製作・共有に関する情報提供や先進的な取組事例の紹介を行うウェブサイトを進めよう、豊かな読書活動を作成した。 <a href="https://accessreading.org/conso/">https://accessreading.org/conso/</a></p> <p>3. 令和4年2月23日、「学校図書館における読書バリアフリーコンソーシアムによるオンライン公開シンポジウムを開催。それぞれの障害区分に適した特別支援学校での読書活動の取組事例の発表を行い、活用事例の周知を図った。</p> <p>4. 令和4年度、特別支援学校、特別支援学級設置校等の学校図書館における体制や図書・データの共有についてアンケート調査した。</p> <p>5. 令和5年1月22日、「学校図書館における読書バリアフリーコンソーシアム」によるオンライン公開シンポジウムを開催し、学校図書館でできるアクセシブルな図書の共有等について周知を図った。</p> <p>●筑波技術大学 1. 令和5年度、障害者の読書とテクノロジーに関する課題解決に向けたコンソーシアムと関係者協議会を組織し、ICTを活用して障害者の読書の可能性を広げるシンポジウムを開催した。また、図書館の障害者サービス用ICT機器利用支援に関するアンケートの実施や、ウェブサイトの構築を行った。</p>	<p>【読書バリアフリーコンソーシアム】 資料 文-3参照</p> <p>【学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム】 資料 文-4参照</p>	<p>文-3</p> <p>【学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム】 1. 公立図書館、学校図書館等によるコンソーシアムを構築することにより、アクセシブルな書籍等の充実を図るための各館の資源の共有や人材の交流等を行うとともに、引き続き、図書館の優れた取組の収集や周知を行う。 2. 視覚障害等のある児童生徒が必要とする学習参考書、問題集、資格試験類のアクセシブルな書籍等の整備が不十分であり、実効的な施策の検討が必要なため、「読書バリアフリーコンソーシアム事業」の中で、学校・学校図書館等で製作された電子書籍等の所在情報の把握・共有(リポジトリ)の在り方を令和4年度のアンケート調査結果も踏まえ検討する。</p>	<p>文-4</p>

<p>⑤</p> <p>Ⅲ.1(第9条関係)視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備等</p> <p>Ⅲ.1(第9条関係)アクセシブルな書籍等の充実</p> <p>Ⅲ.1(第9条関係)円滑な利用のための支援の充実</p>	<p>【調査】</p> <p>1. 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」において、学校図書館におけるアクセシブルな書籍の整備状況を把握した。</p> <p>2. 令和3年度「社会教育調査」において、公共図書館におけるアクセシブルな書籍の整備状況を把握した。</p> <p>3. 令和3年度、都道府県から推薦のあった、公立図書館における読書バリアフリーに関する取組事例をホームページに掲載するとともに、各都道府県・指定都市図書館担当課に周知し、各地方公共団体の公立図書館・学校図書館における促進方策の参考とした。  <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyuyushien/mext_01461.html">https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyuyushien/mext_01461.html</a></p> <p>4. 令和4年度、隔年で実施している「電子図書館・電子書籍と子供の読書活動推進に関する実態調査」において、特別な教育的支援を必要とする子供のための公共図書館、学校図書館の取組等を調査した。</p>	<p>【調査】</p> <p>2. 公共図書館における令和3年度のアクセシブルな資料数  3,188,060冊  (平成30年度比251,914冊増)  資料 文一5参照</p> <p>3. 資料 文一6参照</p>	<p>【調査】</p> <p>公共図書館、学校図書館における点字図書、拡大図書等多様な蔵書の整備状況について図書館関係者に周知を行うとともに、さらなる整備を促す。</p>
<p>【その他】</p> <p>1. 公共図書館等における国立国会図書館、サピエ図書館との連携の促進を図った。</p> <p>2. 障害者等へのピアリングや有識者会議での議論を踏まえ、令和5年3月28日、第五次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、多様な子どもたちの読書機会の確保に向けた積極的な取組を進めていた。ดังกล่าว、都道府県等への通知により周知を行った。(令和5年3月28日)  【再掲】</p> <p>3. 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、特別支援学校を含む義務教育諸学校を対象に5か年で995億、単年で199億の地方財政措置を講じることとし、図書資料の整備・充実を促進した。  また、同計画の概要資料を配付(令和6年3月)し、都道府県等へ学校司書の適切な配置について周知を行った。</p> <p>4. 学校図書館に携わる教職員等が連携・協力し、学校図書館運営に組織的に取り組むことなどを示した「学校図書館ガイドライン」の配布(令和6年1月)を通じて、趣旨の周知を図った。</p> <p>5. 令和6年2月に各教育委員会の学校図書館指導主事を対象とした会議(動画)を実施し、特別支援学校における学校図書館の活用事例について紹介した。</p> <p>6. 令和6年3月に各教育委員会の学校図書館主事担当者を対象に、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律(読書バリアフリー法)」の概要や図書館等で利用できる様々な本・サービスについてリーフレットを配付し、周知を行った。</p>	<p>1. 国立国会図書館による視覚障害者等用データサービスの送信承認記録  令和2年度 153館 → 令和5年度 337館 (120%増)  サピエ図書館の登録  令和2年度 422館 → 令和5年度 485館 (15%増)</p> <p>3. 資料 文一7参照</p> <p>4. 資料 文一8参照</p> <p>5～6. 資料 文一9参照</p>	<p>1. 引き続き、連携促進による、登録館の前年比増を図る。</p>	<p>文一1 【再掲】</p> <p>文一7</p> <p>文一8</p> <p>文一9</p>

<p>⑥ Ⅲ.8(第17条関係)(1)司書、司書教諭、学校司書、職員等の資質向上</p>	<p>1. 司書、司書教諭、学校司書、職員、ボランティアが障害者サービスの内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器(拡大読書器、DAISY再生機など)の使用方法に習熟するための研修等を行った。 障害当事者でピアサポートができた司書・職員育成や環境の整備を行った。</p> <p>2. 令和4年度、学校図書館等における読書(バリアフリー)コンソーシアムにおいて、特別支援学校、特別支援学級設置校等の学校図書館における体制や図書・データの共有についてアンケート調査した。【再掲】</p> <p>3. 令和2年度に司書や司書教諭等の養成課程を置く大学及び講習を実施する大学その他の教育機関に対し、視覚障害者等に対する図書館サービスの内容を学習できるようにする旨の連絡を行った。</p> <p>4. 令和5年度は、司書や司書教諭等の養成課程を置く大学及び講習を実施する大学その他の教育機関に対し、読書(バリアフリー)法や基本計画及び第五次子ども読書活動の推進に関する基本計画に基づき取組について実態調査を行った。</p> <p>5. 障害当事者等へのヒアリングや有識者会議での議論を踏まえ、令和5年3月28日、第五次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、多様な子どもたちの読書機会の確保にむけた積極的な取組を進めていただくよう、都道府県等への通知により周知を行った。(令和5年3月28日)【再掲】</p>	<p>1. 資料 文-3参照【再掲】 資料 文-10</p> <p>2. 資料 文-4参照【再掲】</p> <p>4. ○司書及び司書補講習実施機関(令和5年度) ・障害者サービスの内容について取り扱った機関数 :5機関/5機関中 ・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」内の読書バリアフリーに関する内容を扱った機関数 :2機関/5機関中 ○学校図書館司書教諭講習実施機関(令和5年度) ・障害者サービスの内容について取り扱った機関数 :26機関/34機関中 ・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」内の読書バリアフリーに関する内容を扱った機関数 :14機関/26機関中 ※開講する科目や科目数については、講習実施機関が実情に応じて設定しているため、年度によって変動することがある。 ○司書養成課程(令和5年度) ・障害者サービスの内容について取り扱った機関数 :142機関/193機関中 ・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」内の読書バリアフリーに関する内容を扱った機関数 :46機関/193機関中</p>	<p>1. 司書、司書教諭、学校司書、職員、ボランティアが障害者サービスの内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器(拡大読書器、DAISY再生機など)の使用方法に習熟するための研修等を行う。</p> <p>2. 視覚障害者等のある児童生徒が必要とする学習参考書、問題集、資格試験類のアクセシブルな書籍等の整備が不十分であり、実効的な施策の検討が必要のため「読書(バリアフリー)コンソーシアム事業」の中で、学校、学校図書館等で製作された電子書籍等の所在情報の把握(共有)ポジトリ)の在り方を令和4年度のアンケート調査結果も踏まえ検討する。【再掲】</p> <p>4. 令和5年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、各実施機関に取組の促進・周知を行うとともに、引き続き、令和6年度の実態把握に努める。</p>	<p>文-3 【再掲】 文-4 【再掲】 文-10</p>
<p>課題・補足</p>				

# 第五次子ども読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

## 趣旨

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定
- 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子ども読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする

## 第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

### 子どもの読書活動に関する取組の現状

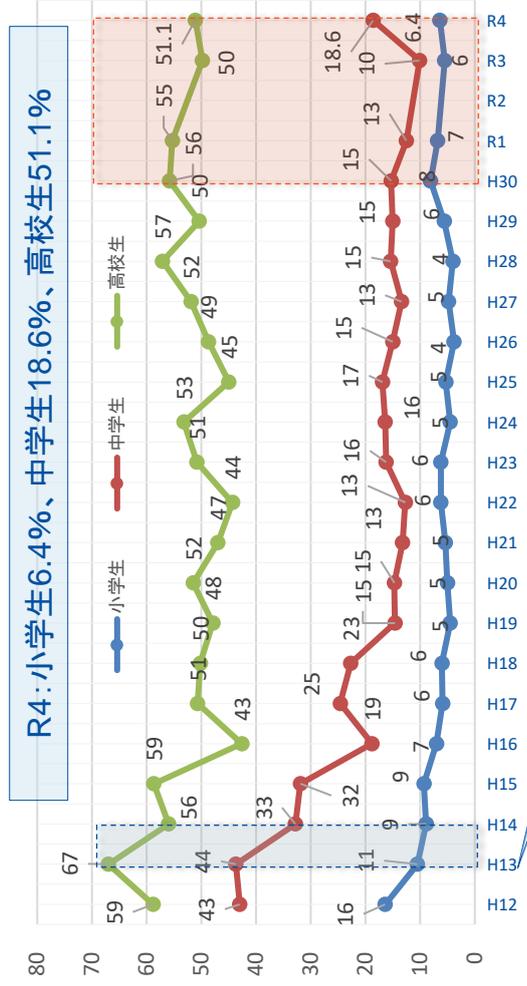
- 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加
- 減少している点： 図書館の児童用図書の出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少

### 子どもの読書活動の現状

#### 不読率の現状

**目標**：R4年度未までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下  
※不読率＝1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合

**現状**：不読率の推移(%) **いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない**



第四次基本計画  
 (全国学校図書館協議会「学校読書調査」)

#### 新型コロナウイルスの感染拡大

- 各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性
- 小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇
- ※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加

(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)

#### 読書量・読解力の現状

- 1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い  
 (小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)  
(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)
- 日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位)
- ※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い

(OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)

## 第2章 基本的方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

### 1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生・探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

### 2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

### 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める

### 4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

## 第3章 子どもの読書活動の推進体制等

- 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努める
  - 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める（推進法第9条）
- ※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

### 市町村

市町村推進計画策定率の数値目標（令和4年度末までに、市100%、町村70%以上）を達成（令和3年度：市：93.9%、町村：74.4%）

目標：市：100% 町村：80%以上

### 都道府県

- 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
- 域内市町村への助言、取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

### 国

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子ども読書環境の整備等について、調査等を通じ、実態把握・分析
- 地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有

## 第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

### I 共通事項

#### 1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 地域における学習資源・人的資源の共有
  - ・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリー・コンソーシアムの推進等
  - ・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)
  - ・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

#### 2 人材育成

- 読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、
  - ・司書等の講習・研修等の見直し
  - ・国が実施する講習のオンライン化の推進

#### 3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

#### 4 発達段階に応じた取組

- 多様な子どもたちの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)
- 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

#### 5 子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)
- ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進 (オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)
- 全ての子どもへの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

### II 家庭

- 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進
  - ・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進

## 第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

### Ⅲ 地域(図書館)

○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

#### 多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供
- ・多言語・やさしい日本語による利用案内
- ・地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組
- ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会

#### デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実
- ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)

#### 子どもの視点

- ・イベント等への企画段階からの子どもの参画
- ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備  
(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく、心地よい読書環境づくり)

○図書館の設置・運営及び資料の充実

- ・図書館資料の計画的整備
- ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進
- ・「望ましい基準」の見直しの検討

○司書等の配置の促進

### Ⅳ 学校等

○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

#### 多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・特別支援学校を含めた学校図書館資料の整備
- ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供
- ・図書館、ボランティア等との連携  
(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等)

#### デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等)
- ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)
- ・学校図書館図書情報のデータベース化

#### 子どもの視点

- ・子どもの意見聴取の機会の確保
  - ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画
- 学校図書館資料の計画的整備
- ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進
  - ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討

○司書教諭、学校司書の配置の促進

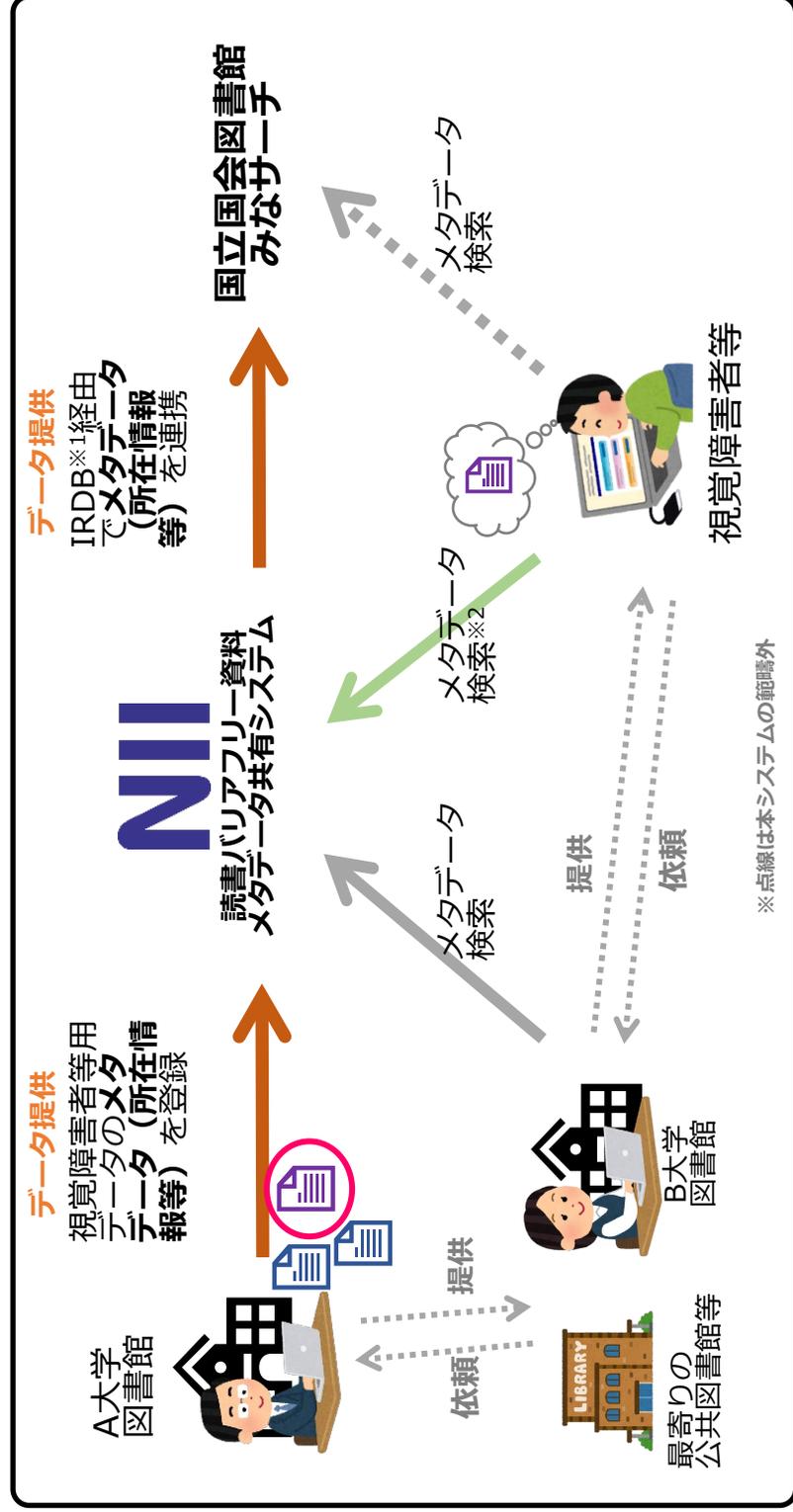
### Ⅴ 民間団体

○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

- ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
- ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
- ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)

○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等

- 大学等で製作した視覚障害者等用データのメタデータ（所在情報等）を登録・共有するシステムを国立情報学研究所（NII）において構築。
- 令和6（2024）年1月15日に、国立国会図書館障害者用資料検索（愛称：みなサーチ）正式版の公開に伴い、データ連携を開始。
- 同システムおよびデータ連携により、視覚障害者等用データが大学等の間で一層活用されることを期待。



※1 IRDB(学術機関リポジトリデータベース)

※2 視覚障害者等用検索機能は準備中

# 図書館における障害者利用の促進

令和6年度予算額  
(前年度予算額)

11百万円  
12百万円

文-3

文部科学省

## 背景・課題

令和元年6月に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）は、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としている。また、読書バリアフリー法に基づき、令和2年7月に決定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）では、具体的な施策として、視覚障害者等の円滑な利用のための支援の充実、司書、司書教諭・学校司書等の資質向上、組織の枠を超えた取組や関係者間で連携した取組が行える体制構築などが具体的な施策としてあげられている。

このため、先導的な読書バリアフリーに関する取組や関係者が連携した取組を支援するとともに、これらの取組の成果を全国に普及することにより、地域の実情を踏まえた効果的な読書バリアフリーの取組を推進する。

## 事業内容（令和2年度～）

地域の実情を踏まえた効果的な読書バリアフリーの取組を推進するため、以下の取組を行う。

### 1. 障害者サービス検討委員会の設置等 4.1百万円（4.3百万円）

視覚障害者等の図書館利用に係るサービスの充実を図るため、有識者、自治体、公立図書館、学校図書館、大学図書館等の関係者で構成される委員会を設置し、振興方策の検討を行うとともに、実態調査や事例の収集等を行う。

<直轄事業>

### 2. 司書・職員等の支援人材、ピアサポート人材の育成 1.9百万円（1.9百万円）

司書、司書教諭・学校司書、職員、ボランティアが障害者サービスの内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器（拡大読書器、DAISY再生機など）の使用方法を習熟するための研修等を行う。また、障害当事者でピアサポートができる司書・職員の育成や環境の整備を行う。

<2箇所（地方公共団体、民間団体）×0.9百万円>

### 3. 読書バリアフリーコンソーシアムの設置等 5.0百万円（6.0百万円）

公立図書館、点字図書館、学校図書館、大学図書館等によるコンソーシアムを構築することにより、各館の資源の共有や人材の交流等を図るとともに、図書館を利用する視覚障害者等の増加を目的とした広報の強化を図る。また、これらの成果の普及及び読書バリアフリーの理解促進を目的としたフォーラムを開催する。<2箇所（地方公共団体、民間団体）×2.5百万円>

成果の普及： ①研修のプログラム・教材について文部科学省及び関係団体等のホームページで公開する。  
②地域において構築されたコンソーシアムの成果をフォーラム等で発信する。

## アウトプット（活動目標）

- ・読書バリアフリーに関するモデル研修の実施
- ・読書バリアフリーの周知に向けたフォーラム開催回数の増加

## 短期アウトカム（成果目標）

- ・読書バリアフリーに向けた支援方法等※に理解が深まった、研修参加者の増加
- ・読書バリアフリーに向けた支援方法等※に理解が深まった、フォーラム参加者の増加

※・連携による多様な資料の提供（サピエ図書館への登録、国立国会図書館によるデータ提供送信承認館への登録）  
・公共図書館の所蔵資料の提供（視覚障害者用資料）

## 長期アウトカム（成果目標）

- ・サピエ図書館の登録館数の増加
- ・国立国会図書館によるデータ提供送信承認館数の増加
- ・全国の図書館が保有する視覚障害者用資料数の増加

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）



【対象者・事業種別等】

1. ……国（本省直轄事業）
2. 3. ……国 → 地方公共団体・民間団体（委託事業）

### 課題

- 2019年「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」以後、様々な体制整備が進む
- 障害者の情報リテラシーを前提とするが、ICT活用のための障害者への支援は手薄



### 事業のねらい

障害者の読書とテクノロジーの課題解決に向けて取り組む「読書バリアフリーコンソーシアム」テクノロジーハブ」を結成する。障害者の読書とテクノロジーに関する議論を交わし、ICTあるいはテクノロジーが障害者の道具となるために必要な、個別のニーズ、メディア、テクノロジーに関するアイデア、メントやフィッティング、利用支援の情報拠点となることを目指す。

### 実施内容

コンソーシアムと関係者協議会を結成し、取組内容に関するアンケート調査、シンポジウム開催、ウェブサイトの構築を行った。

#### ①図書館対象のアンケート実施



国立国会図書館の視覚障害者等用データサービス登録図書館を対象に各種リソースの活用、情報機器、メディア、ICTに係る情報入手や研修の機会等を調査

#### ②関係者協議会、シンポジウムの開催

- ・開会の挨拶(文部科学省)
- ・アンケート調査結果の報告(宮城委員)
- ・「科学ヘジジャンプ」の実践(小林委員)
- ・読書×テクノロジーに関する支援事例(氏間委員)
- ・指定討論と全体討論(清田委員、野口委員)



#### ③ウェブサイトの構築



コンテンツ概要:  
読書ガイド(テクノロジー活用)本を探す(アクセシブルな本)相談する  
支援者の方へ

### 成果

#### ○アンケート結果

障害者のICT利用支援に関する担当職員・予算額・情報入手・スキル向上機会等の現状・課題が明らかになった。



実施時期:  
2023年12月～  
2024年1月  
回答数:187館  
(回収率57.5%)

#### ○関係者による議論

関係者協議会(2回)、図書館・教育・福祉・障害者ICTサポートセンター関係者対象のシンポジウムを開催。



実施日:  
2024年2月24日  
参加者数:  
419人(対面、オンラインデマンド)

#### ○シンポジウム参加者数・内訳

所属(複数回答有)	参加者数
図書館関係者	223人
教育関係	175人
福祉関係	29人
ICTサポート関係	26人
その他	30人

## 課題

教育分野における  
図書・教材のバリアフリー

事業のねらい

① 読書バリアフリーに関する過去の優れた実践から、今後必要な連携のあり方を検討

・ これまでの読書バリアフリー、図書・教材のアクセシビリティ保障に関連した先進的なグッドプラクティス（GP）を集約・分析・整理し、バリアフリー図書の製作・提供の方法、それらの促進に向けた連携方法を検討

② 一般への情報公開

・ ①で得られた知見を広く啓発するため、公開シンポジウムやウェブサイトで情報公開



## 実施内容

1. 障害のある児童生徒・学生を対象とした読書バリアフリー推進に関するグッドプラクティスを収集・分析・整理
2. 先進的な取り組みを行っている学校図書館、公共図書館等をヒアリング調査(6団体)
3. 上記結果を整理し、ウェブサイト等で公開

### ①関係者会議の開催



- ・ 全4回オンライン開催
- ・ 読書バリアフリーに関する話題提供や、GP分析、現場からのFAQ検討、必要な連携のあり方について議論

### ②オンライン公開シンポジウムの開催

- ・ 見逃し配信希望含む455名申込、当日245名参加、見逃し配信261再生
- ・ グッドプラクティス事例紹介、パネリストによる話題提供等実施



### ③ウェブサイトの充実



- ・ グッドプラクティス事例追加
- ・ 「学校の先生ができること」フロアチャート図の追加
- ・ 現場からいただいたFAQ追加
- ・ アンケート結果続報追加

## 成果

- 読書バリアフリー促進に向けた連携方法の検討
  - ・ GPの収集・分析・整理や、学校図書館に関する追加調査・追加分析から、バリアフリー図書の製作・提供の方法、それらの促進に向けたより効果的な連携方法を検討

- 読書バリアフリーの取り組みに関する情報の集約と公開

- ・ 教育現場での読書バリアフリーに関する具体的な実践報告を公開シンポジウムや見逃し配信により一般公開。特設ウェブサイトも内容充実させ、追加のGP事例紹介、教育現場での図書・資料の複製・翻案・共有に関する法令を遵守した取り組み方法に関するFAQやフローチャートを作成・公開し、著作権法を遵守した形で、関係者が適切にアクセシブルな資料を制作し、共有する方法を周知

図書・資料や教材等のアクセシビリティ保障を拡大する具体的方法を

一般公開

- ✓ 障害等のある児童生徒・学生の、より広範な図書や資料へのアクセス拡大に期待

## <図書館における障害者サービスの現状>

図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)(抄)

第二公立図書館 一 市町村立図書館(※都道府県立図書館に準用)

- 1 管理運営(六)施設・設備
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。
- 3 図書館サービス(四)利用者に対応したサービス  
市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。  
ウ(障害者に対するサービス)点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

## <障害者関係設備・資料の保有状況>

### 【設備】

○スロープ 2, 140館(2, 082館) ○障害者用トイレ 3, 026館(2, 916館) ○障害者用駐車場 2, 688館(2, 587館)

### 【資料】

○大活字本:大活字本、拡大図書など 2, 028, 480冊(1, 812, 110冊) 2, 698館(2, 542館)  
○点字図書等:点字図書、さわる図書など 408, 143冊 (390, 168冊) 1, 738館(1, 525館)  
○録音図書 751, 437冊 (733, 868点) 784館 (724館)

※令和3年度社会教育統計  
(カッコ内は平成30年度社会教育統計)

## <障害者等利用者向け取組事例>

### ○高齢者・障がい者向け本の宅配サービス(大分県・国東市図書館)

来館による図書館資料貸出及び返却が困難な市内在住の利用者(高齢者または障がい者)に対して、図書館が当該利用者に代わって直接集配を実施。

安来市立  
荒島小学校  
(島根県)

## 読みに困難を抱える児童に読書機会を ～国立国会図書館「視覚障害者等用データ送信サービス」導入～

取組の主体

島根県安来市立荒島小学校

### 取組の経緯

荒島小学校は、全校生徒170名が在籍し1学年1クラスで構成されており通常学級の他に特別支援学級があります。

特別支援学級では以前より、音声と一緒に文字や画像が表示されるマルチメディアDAISY図書「わいわい文庫」を利用していましたが、使用していたCD-ROMはデータ上、目次番号とローマ字表記のタイトルしか記されておらず児童が個人で操作することは極めて難しく、教員が準備をしないと読書ができず、更に限られた書籍データの中から選択することしかできないため、読書の自由度が低いことが課題となっていました。

そのような中で令和3年度に、GIGAスクール構想により児童に1人1台タブレット端末が整備され、校内のWiFi環境が整備されました。同時期に、「わいわい文庫」が国立国会図書館に収録されインターネット上から電子書籍の利用が可能になったことから、個人のタブレット端末で読書ができるよう国立国会図書館「視覚障害者等用データ送信サービス」を導入することとなりました。



### 具体的な取組内容

荒島小学校では、国立国会図書館データベース上から書籍データをダウンロードし児童に読んでもらうためのデータの橋渡し役として「CHATTYBOOKS」を採用しました。

児童は書影ポスターを見て読みたい本を選び「よみたいですカード」を学校図書館に提出します。学校司書は国立国会図書館データベース上から対象の書籍データをダウンロードし「CHATTYBOOKS」にアップロードすると、児童は個人のタブレット端末で書籍データをダウンロードし本を読むことができます。読了後は学校図書館へ「よみましたカード」を提出することで返却となります。

貸出・返却の際、学校図書館では同じ本の蔵書があれば紙書籍で貸出処理を行い、学校図書館に無い場合、市内他校や市立図書館で借りて貸出処理を行います。

### 成果・今後の展望

児童が読みたい本を選びカードに書いて学校図書館に提出し、アップロードされた書籍データを個人端末でダウンロードして読書し、読了後は学校図書館へカードを提出するだけという、至ってシンプルな運用のため、特別支援学級の低学年児童もすぐに一人で手続きができるようになりました。

公共図書館でも本サービスが導入され活用が広がっていることから、児童が卒業した後も公共図書館で同様に利用することができます。読みに困難を抱える児童も学校図書館を通じて人生における読書との付き合い方を学んでほしいと考えています。本サービスを活用した取組はそのきっかけのひとつになると感じおり、多くの学校に広がることを期待しています。

## POINT

### ●読了後に実際の本を手にとって紹介

返却の際は学校司書が児童に対し、読んだ本の紙書籍を手にとって見せています。実際の本に触れることで読書への関心の高まりや達成感をより感じる機会の創出につながると感じています。

### ●自由に読書活動ができる環境の提供

従来は、児童一人ひとりへ読書環境を提供するため教員らがサポートできる時間・人数は限られていましたが、本サービスを導入しハード面・ソフト面の大きな課題が解決されたことで、多くの児童が自由にたくさんの本を読める環境を提供できています。

# 子どもたちのために、 読書環境の整備を進めましょう

## 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料 (令和4年度～令和8年度)



図書の  
整備

学校司書  
の配置

新聞の  
配備



—学校図書館の整備充実をお願いします—

# 学校図書館の現状 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」より

小学校 66.4% → **71.2%**  
 中学校 55.3% → **61.1%**

※学校図書館図書標準達成校の割合 平成27年→令和元年

学校図書館図書標準達成校の割合は増加していますが、**刊行後時間の経過とともに最新の情報を記載していない古い図書が保有されている**状況です。また、選定基準・廃棄基準の策定率は半数程度にとどまっており、**計画的な整備が進展していない**要因となっています。



小学校 41.1% → **56.9%**  
 中学校 37.7% → **56.8%**  
 高等学校 91.0% → **95.1%**

※新聞配備校の割合 平成27年→令和元年

**新聞配備校は大幅に増加**しており、各学校で新聞を活用した学習を行うための環境が改善されています。  
 ・小学校:平均1.3紙→**平均1.6紙**  
 ・中学校:平均1.7紙→**平均2.7紙**  
 ・高等学校:平均2.8紙→**平均3.5紙**



小学校 58.8% → **69.1%**  
 中学校 57.1% → **65.9%**

※学校司書配置校の割合 平成28年→令和2年

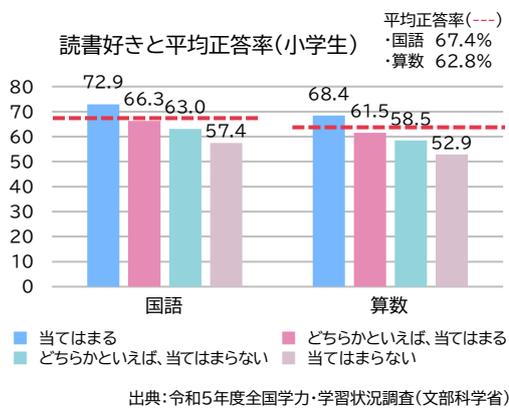
平成26年6月の学校図書館法改正により、**学校には学校司書を置くよう努めるもの**とされました。厳しい財政状況の中でも**学校司書を配置する学校は増加**しており、その必要性が強く認識されています。



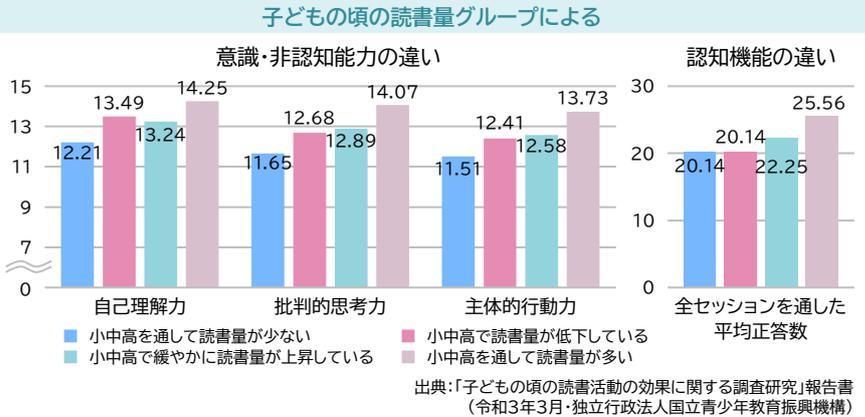
令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」公表結果 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/1410430\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410430_00001.htm)

## 読書・学校図書館整備に関する調査結果

**読書好きは、平均正答率が高い傾向が見られる。**



**子ども(小学校高学年~高等学校)の頃の読書量が多い人は、意識・非認知能力や認知機能が高い傾向にある。**



**学校司書の配置率が高い都道府県は、図書標準達成率、新聞配備率等が高く、図書購入冊数も多い傾向にある。**



【相関係数=r】0.2 < r ≤ 0.7:相関あり、0.7 < r ≤ 1.0:強い相関あり  
 ※図書購入冊数:1校あたりの購入冊数が最も多い都道府県(小学校469冊・中学校535.6冊)を100%とした割合

# 学校図書館図書整備等 5 年計画の内容 令和 4 年度→令和 8 年度

！ 令和 4 年度からの 5 年間で、全ての小中学校等において学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、図書の更新、新聞の複数紙配備および学校司書の配置拡充を図ります。

単年度総額 **480** 億円 / 5 年総額 **2,400** 億円

各学校における**学校図書館図書標準※**達成を目指すための**新たな図書の整備**に加え、児童生徒が正しい情報に触れる環境整備等の観点から、図書の廃棄・更新を進めるための**選定基準・廃棄基準**を策定し、**古くなった本を新しく買い替えることを促進**します。

単年度 **199** 億円 / 総額 **995** 億円

(不足冊数分) 単年度 **39** 億円 / 総額 **195** 億円 (更新冊数分) 単年度 **160** 億円 / 総額 **800** 億円

本計画の目標 学校図書館図書標準 **100%**達成  
計画的な**図書の更新**を実施

## 学校図書館図書の整備



選挙権年齢の 18 歳以上への引下げや、成年年齢の 18 歳への引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることの重要性に鑑み、発達段階に応じた**学校図書館への新聞の複数紙配備**を図ります。

単年度 **38** 億円 / 総額 **190** 億円

本計画の目標 小学校等 **2 紙**、中学校等 **3 紙**、高等学校等 **5 紙**

## 学校図書館への新聞配備



学校図書館の日常の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う、**専門的な知識・技能を持った学校司書のさらなる配置拡充**を図ります。

単年度 **243** 億円 / 総額 **1,215** 億円

本計画の目標 小・中学校等のおおむね **1.3 校**に 1 名配置  
(将来的には 1 校に 1 人の配置を目指す)

## 学校司書の配置



※学校図書館図書標準 文部科学省の定める、学校規模(学級数)に応じた蔵書の整備目標。  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/dokusyo/hourei/cont\\_001/016.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/016.htm)

# 地方財政措置を活用して読書環境の整備を進めましょう

## 図書

- SDGsなど、近年話題になっているテーマの図書も集め、児童が学習しやすい環境づくりをしています。(奈良県生駒市立桜ヶ丘小学校)
- 図書と端末を活用したハイブリッド型の図書館活用授業を展開しています。(京都府京都市立北野中学校)
- 「五感で楽しむ」絵本や、大型絵本、しかけ絵本、音が出る絵本など、多様な図書を所蔵しています。(三重県立城山特別支援学校)



図書と端末を活用した学習の様子  
(京都市立北野中学校)



新聞を用いた調べ学習の様子  
(福井県立金津高等学校)

## 新聞

- 全校生徒が新聞記事を読み比べる取組を続けたことで、小論文や調べ学習に新聞を活用する生徒が増えました。(福井県立金津高等学校)
- 教育委員会事務局が各新聞社と直接契約を結び、全校分の新聞を一括調達したため、契約手続きや購読料支払いといった学校の事務負担が解消されました。(東京都葛飾区)



## 学校司書

- 担任と協働して、児童の読書量や読書への関心をつかみ、継続的な読書指導を行っています。(岐阜県岐阜市立西郷小学校)
- 授業に学校司書も参加し、情報収集等の支援をしています。学校司書と、司書教諭、各教科等の教諭がつながり、積極的に教材研究の支援を行っています。(鳥取県江府町立奥大山江府学園)
- 学校司書が企画・運営し、国語科とタイアップして、全校生徒参加型のビブリオバトル大会を開催しました。優勝者には県立図書館主催の県大会への出場権が与えられ、意識の向上が図られています。(山梨県富士河口湖町立河口湖北中学校)



学校司書による4月の図書館開き  
(岐阜市立西郷小学校)

- ! 学校図書館の整備状況によっては、都道府県により格差が見られる状況です。
- ! 上記の取組も参考に環境整備を進めましょう。

## 適切な予算措置のお願い

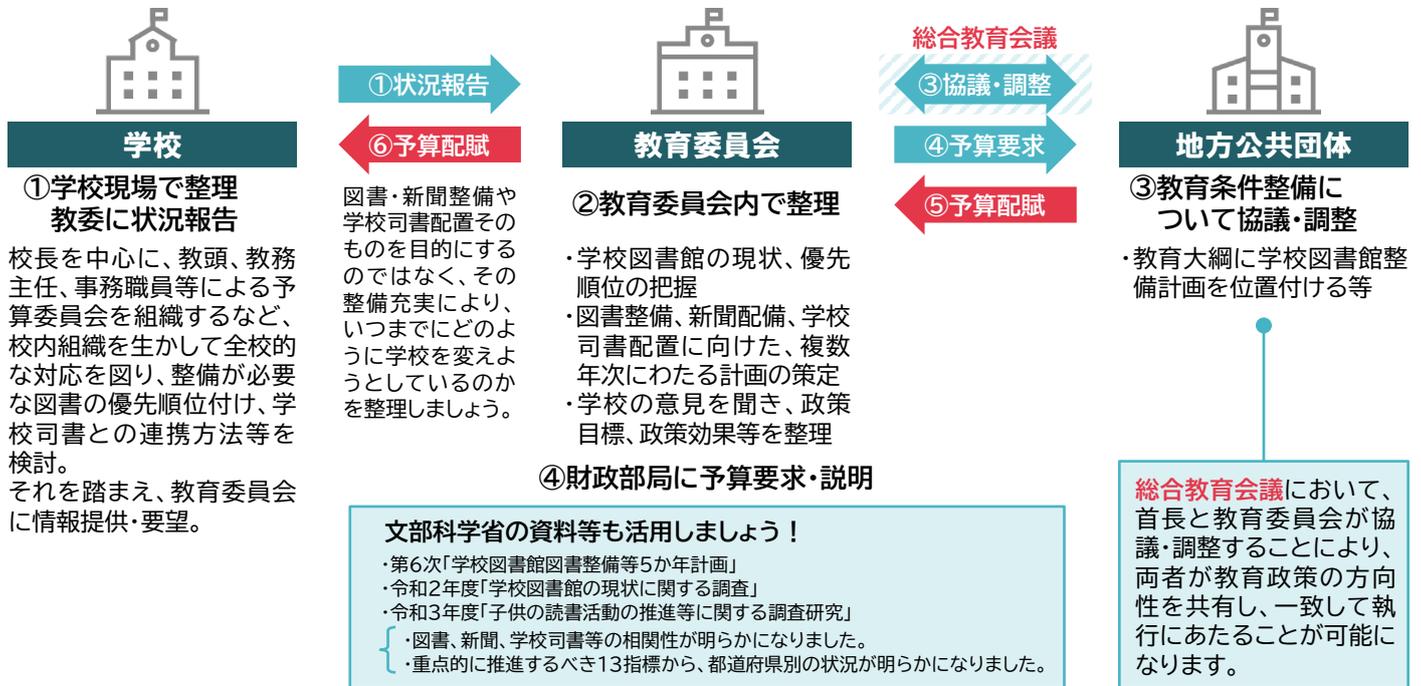
- ! 地方財政措置は、使途を特定しない一般財源として措置されています。
- ! 各自治体において予算化が図られることによって、はじめて図書や新聞の購入費や、学校司書の配置のための費用に充てられます。
- ! 教育委員会と学校が一体的に学校図書館の計画的整備を進めることが重要です。
- ! 各自治体においては、学校図書館の現状把握とそれに基づく適切な予算措置をお願いします。

# 学校図書館整備の流れ

## ※地方財政措置

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障をするもの。

地方公共団体が学校図書館の図書等の整備のために必要な標準的な経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入している。



# 地方交付税算定額の試算方法

あなたの自治体や学校の、図書・新聞・学校司書費として措置されている、地方交付税算定額を試算してみましょう。

各自治体において、**学校図書館の現状把握**とそれに基づく**適切な予算措置**をお願いします。

**小学校・中学校の例**

あなたの自治体や学校の学級数・学校数・生徒数を代入しましょう。

算定額はこちらです。予算額と比較してみましょう。

項目	学校種別	単位	単価	計算式	結果
①図書費	小学校	学級	40.7 千円 <sup>※1</sup>	□ × 40.7 千円 <sup>※1</sup>	□ 千円
	中学校	学級	63.1 千円 <sup>※2</sup>	□ × 63.1 千円 <sup>※2</sup>	□ 千円
②新聞費	小学校	学級	3.5 千円 <sup>※3</sup>	□ × 3.5 千円 <sup>※3</sup>	□ 千円
	中学校	学級	12.8 千円 <sup>※4</sup>	□ × 12.8 千円 <sup>※4</sup>	□ 千円
③学校司書費	小学校	校	1,157 千円 <sup>※5</sup>	□ × 1,157 千円 <sup>※5</sup>	□ 千円
	中学校	校	1,111 千円 <sup>※6</sup>	□ × 1,111 千円 <sup>※6</sup>	□ 千円

【地方交付税の算定に用いる標準施設状況】

- ※1 学校図書館図書整備の一般財源(733千円)/施設規模(18学級)=1学級当たりの一般財源(40.7千円)
- ※2 学校図書館図書整備の一般財源(947千円)/施設規模(15学級)=1学級当たりの一般財源(63.1千円)
- ※3 新聞配備の一般財源(63千円)/施設規模(18学級)=1学級当たりの一般財源(3.5千円)
- ※4 新聞配備の一般財源(192千円)/施設規模(15学級)=1学級当たりの一般財源(12.8千円)
- ※5 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,157千円
- ※6 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,111千円

【備考】

- ※令和5年度ベース
- ※地方交付税算定額の試算に用いる学級数は、義務標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数です。また、学校数は、学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における数(在学児童生徒を有しない学校の数を除く)です。なお、補正係数は、考慮していません。
- ※①図書費、③学校司書費は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期、特別支援学校小・中・高部等に措置しています。
- ※②新聞費は小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に措置しています。
- ※義務教育学校前期は小学校に、義務教育学校後期・中等教育学校前期は中学校に、中等教育学校後期は高等学校に相当します。

# 子どもたちの健やかな成長のために、 学校図書館の整備充実をお願いします。

## 子どもの読書活動推進のために、学校図書館 の一層の整備・充実を

文部科学省総合教育政策局長 望月 禎

総務省の御協力の下、文部科学省では、令和4年度から令和8年度を期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定いたしました。また、政府は令和5年3月に第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定し、不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進の4つの基本的方針を掲げております。計画を踏まえ、学校、家庭、地域等が中心となり社会全体で様々な取組が行われることが期待されています。教育委員会及び学校関係者等の皆様におかれましては、学校図書館の整備充実を進めていただき、子どもの読書活動の推進に一層の御協力をお願いいたします。

## 地域の実情に応じた学校図書館の整備・充実

総務省自治財政局調整課課長補佐 水谷 健一郎

文部科学省が学校図書館図書標準の達成等を目標として策定した「学校図書館図書整備等5か年計画」を踏まえ、総務省では、計画的な学校図書館の図書の整備に必要な経費、学校図書館への新聞配備及び学校図書館司書配置に要する経費について、地方交付税による財政措置の対象としております。

地方交付税に用途の定めはなく、各地域において、学校図書館図書の整備や新聞の配備、学校司書の配置に関する意義や効果、学校図書館を活用した教育の充実方策などについて議論を深めていただくことが重要です。

地域の実情に応じた学校図書館の整備・充実が推進され、各学校現場での創意工夫に基づく学びを通じて、子どもたちの健やかな成長が図られることを期待しております。

## 学校図書館整備にあたっての留意事項

### 「学校図書館ガイドライン」の活用について

「学校図書館ガイドライン」(平成28年 11 月策定)は、学校図書館運営上の重要な事項について、その望ましい在り方を示しています。引き続きガイドラインの活用を図るようお願いします。

「学校図書館ガイドライン」 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm)

### 学校図書館図書の計画的な整備について

校長は「学校図書館長」としての役割も担っています。(「学校図書館ガイドライン」より)校長のリーダーシップのもと、**図書の現状把握**を行い、図書の選定・廃棄・更新が適切に行われるよう、図書選定を行うための**校内組織の設置、選定基準及び廃棄基準の策定**に努めるようお願いします。

### 新聞の複数紙配備について

本計画では、**小学校において複数紙を配備**できるよう、必要な経費を新たに盛り込みました。児童・生徒の発達段階や、学校・地域の実情に応じ、**適切な新聞の複数紙配備に努める**ようお願いします。全国紙・地方紙以外にも、小学生新聞・中高生新聞・専門紙・英字新聞等の配備が想定されます。

### 学校司書の適切な配置について

学校司書の専門性等がより発揮できるよう、継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮の上、司書教諭の授業負担の軽減と合わせて**学校図書館の人的整備の拡充**を図るようお願いします。なお特別支援学校においては、読書バリアフリー法の成立などを踏まえて配置拡充に努めるようお願いします。

### 教育委員会における支援の充実について

学校および学校図書館への支援のため、**学校図書館担当指導主事の配置**や定期的な研修を実施するほか、**学校図書館支援センターの設置・活用、学校図書館指導員などの配置**に努めるようお願いします。



# 「学校図書館ガイドライン」

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とする。

- (1) 学校図書館の目的・機能
- (2) 学校図書館の運営
- (3) 学校図書館の利活用
- (4) 学校図書館に携わる教職員等
- (5) 学校図書館における図書館資料
- (6) 学校図書館の施設
- (7) 学校図書館の評価

## (1) 学校図書館の目的・機能

学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。

- 学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

## (2) 学校図書館の運営

- 校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。
- 学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。
- 学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。
- 学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図

り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

## (3) 学校図書館の利活用

- 学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。
- 学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

## (4) 学校図書館に携わる教職員等

- 学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員(教諭等)、学校司書等があり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。
- 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。
- 教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。
- 学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書※1が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・

計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。

- 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。
- また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一人として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。
- また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

## (5) 学校図書館における図書館資料

### 1 図書館資料の種類

- 学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。
- 学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるよう、学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。
- 選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。
- 小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の

図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデジタイズ図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備<sup>※2</sup>も有効である。

### 2 図書館資料の選定・提供

- 学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。
- 学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

### 3 図書館資料の整理・配架

- 学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本十進分類法（NDC）により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。
- 図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。
- 館内の配架地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探すことができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するように配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や実物、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。
- 学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に利活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

### 4 図書館資料の廃棄・更新

- 学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・

更新に努めることが望ましい。

- 図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

## (6) 学校図書館の施設

- 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針<sup>※3</sup>」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。
- また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

## (7) 学校図書館の評価

- 学校図書館の運営の改善のため、PDCA サイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。
- 評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。
- 評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット（学校目標の成果）・アウトカム（児童生徒目標の成果）の観点<sup>※4</sup>から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。

※1 司書教諭と学校司書の職務や役割分担については、文部科学省調査研究協力者会議の「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について」（報告）平成26年3月を参照。

※2 著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項においては、一定の要件の下、障害のある者が利用するために必要な限度・方式により、公表された著作物の複製ができることとされている。当該規定の範囲内で、障害のある児

童生徒のために、学校図書館等は、公表されている著作物をテキストスピーチ機能を備えた端末等により音読可能なデータに変換することが可能である。

※3 「小学校施設整備指針（平成28年3月版）」（抜粋）

### 第1章 総則

#### 第2節 学校施設整備の課題への対応

##### 第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備

###### 2 情報環境の充実

- (1) 児童の主体的な活動及び自らの意志で学ぶことを支え、高度情報通信ネットワーク社会において生きる力を育てる教育環境の整備や、校務情報化の推進に資するため、校内の情報ネットワークの整備やコンピュータ、プロジェクタ等の情報機器の導入への対応について、積極的に計画することが重要である。

##### 第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

###### 5 施設のバリアフリー対応

- (1) 障害のある児童、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、障害の状態や特性、ニーズに応じた計画とすることが重要である。その際、スロープ、手すり、便所、出入口、エレベーター等の計画に配慮することが重要である。

### 第3章 平面計画

#### 第2 学習関係諸室

##### 8 図書室

- (1) 利用する集団の規模等に対して十分な広さの空間を確保するとともに、各教科における学習活動等において効果的に活用することができるよう普通教室等からの利用のしやすさを考慮しつつ、児童の活動範囲の中心的位置に計画することが重要である。
- (2) 図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備した学習・メディアセンターとして計画することも有効である。
- (3) 学習・研究成果の展示のできる空間を計画することも有効である。

#### 第4章 各室計画

##### 第2 学習関係諸室

###### 15 図書室

- (1) 多様な学習活動に対応することができるよう面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 1学級相当以上の机及び椅子を配置し、かつ、児童数等に応じた図書室用の家具等を利用しやすいよう配列することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 児童の様々な学習を支援する学習センター的な機能、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報センター的な機能、学校における心のオアシスとなり、日々の生活の中で児童がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ読書センター的な機能について計画することが重要である。
- (4) 司書教諭、図書委員等が図書その他の資料の整理、修理等を行うための空間を確保することが望ましい。
- (5) 資料の展示、掲示等のための設備を設けることのできる空間を確保することも有効である。
- (6) 図書を分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に十分留意して計画することが重要である。

※4 [評価項目の例]

（アウトプット）学校図書館を活用した授業の実施状況、学校図書館の開館状況、図書の貸出冊数等

（アウトカム）読書習慣の確立（不読率の低下、読書が好きな児童生徒の増加、学校図書館の利用者数）等

# 文-9

読みが困難な人も利用ができる  
藤堂 栄子さん (認定NPO法人 エッジ 会長)

発達障害で読みにくさがあるディスレクシアの人は、紙と文字だけではなくていろいろな媒体から情報を得ることを望んでいます。文字は入り口ですが、その先にある内容に触れ、特に今はやりの雑誌や小説、世界のニュースなどを幅広く気兼ねなく利用して自分のものとしていきたいのです。

## ばくくに、わたしに合った読み方、教えてくれる図書館!!

見形 信子さん (認定NPO法人 DPI日本会議)

世の中にはわからないこと、不思議なことがたくさんあります。どうして? もっと知りたいなーに伝えてくれる。図書館は情報のテーマパークです!!  
図書館では本がしゃべり、音楽みたいに聞き、触り、読むことができます。私たちの目と耳と手、いろんな読書の方法が選べます。さあ、まちの図書館に行ってみよう!!

## 最寄りの図書館から、新たな読書スタイルを、新たな本の発見を

三宅 隆さん (社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 情報部長)

「読書バリアフリー法」が目指す社会を実現することにより、読書することをあきらめていた人、別の方法で読書することを知らなかった人にとって、新たな読書スタイルを確立することができます。そして、国内・海外のアクセシブルな図書が利用できることで、生活の質を上げ、社会参加につながると期待されます。

お問い合わせ先 (本リーフレットの電子版もダウンロードできます)



総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課  
障害者学習支援推進室/地域学習推進課図書館・学校図書館振興室  
[mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyuyushien/1421441.htm](http://mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyuyushien/1421441.htm)

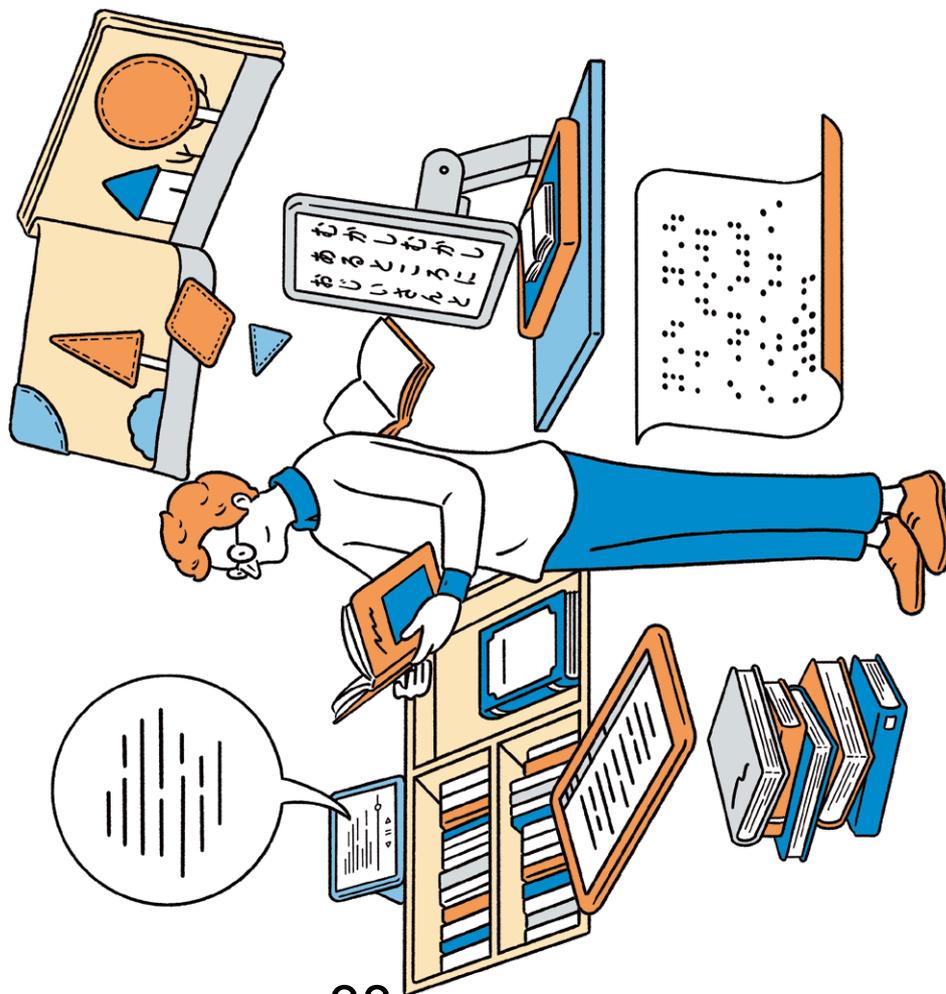


社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室  
[mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisihakukushi/sanka/bunka\\_00003.html](http://mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisihakukushi/sanka/bunka_00003.html)



# 誰もが読書をして 社会を目指して

読書のカタチを選べる「読書バリアフリー法」



ひとくらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 2019年6月に 「読書バリアフリー法」<sup>※1</sup>が 成立しました！

※1 正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」です

## 「読書バリアフリー法」とは？

障害の有無に関わらず、すべての人が読書による  
文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。  
さまざまな障害のある方が、利用しやすい形式で  
本の内容にアクセスできるようにすることを目指しています。

## どんなことが変わる？

図書館の本も、書店で販売される本も、一層利用しやすい形式に  
なっています。ぜひ、図書館の本やサービスを利用してみてください。

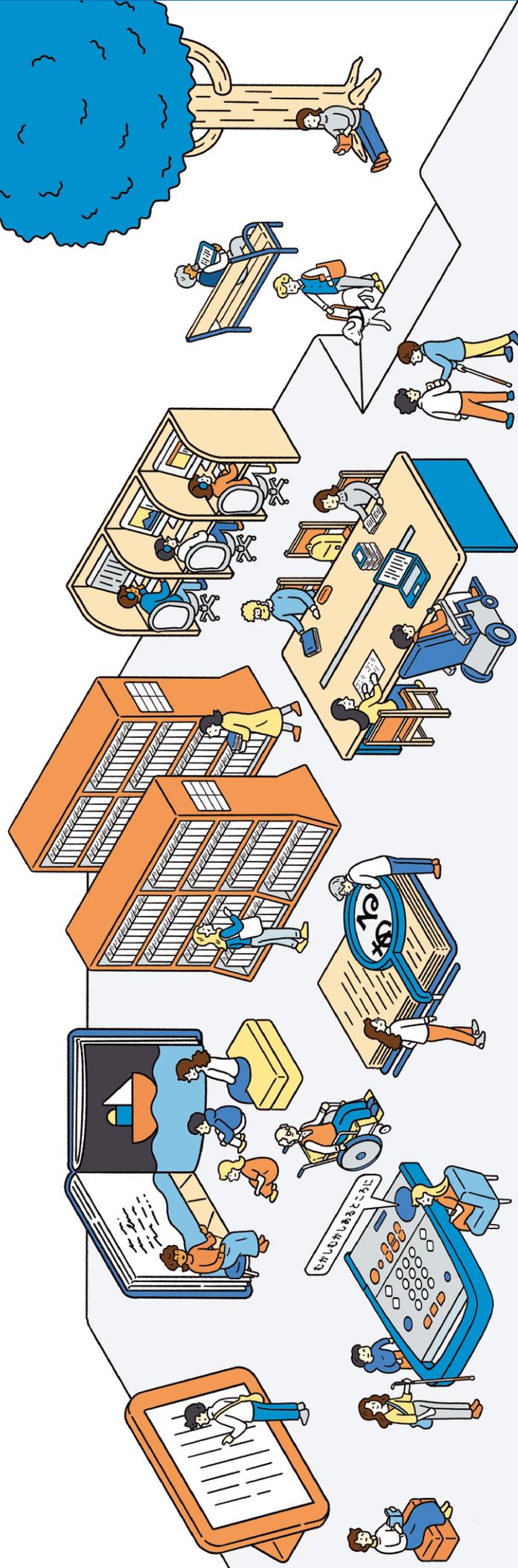
### 紙の本

点字の本のほか、文字の大きさやフォントを変えて読みやすくした本が  
入手しやすくなります。

### デジタルの本

パソコン・タブレット・スマートフォンを使って、さまざまな便利な  
機能により、自分に合った方法で読める本が増えます。

- 文字の大きさや色を変える
- 漢字にふりがなを付ける
- 内容を音声で読み上げる
- スイッチを使ってページをめくる



# 図書館で利用できるさまざまな本



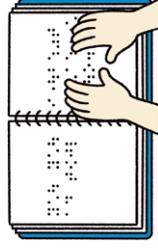
## 大活字本

目の見えにくい方にも読みやすいように、大きな文字で書かれています。



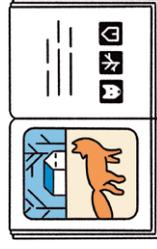
## 点字図書

点字に翻訳（点訳）された本です。点を使って図や絵を表したものを「点図」といいます。点字と点図を透明なシートに打って、絵本に貼った「点訳絵本」もあります。



## LLブック

やさしい言葉で分かりやすく書かれた本です。ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使って理解を助けています。



## 布の絵本・さわる絵本

布・革・毛糸などを用いて作られた絵本で、触って絵の形が分かるようになっています。ボタンをとめたり、ひもを通す仕掛けがあり、楽しみながら読むことができます。



## DAISY※2

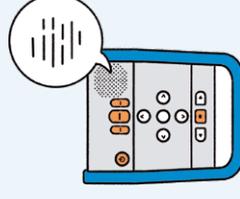
※2 「Digital Accessible Information System」(アクセシブルな情報システム)の略称です

デジタル録音図書の国際標準規格です。

目次から、読みたい見出しやページに移動することができます。

## 音声DAISY

図書や雑誌の内容を録音して音声にしたものです。図や写真の説明も入っています。目次やページ情報が収録されているので、本をめくるように読むことができます。音声の速さも変えることができます。



## マルチメディアDAISY

文字や画像をハイライトしながら、その部分の音声と一緒に読むことができます。パソコンやタブレットなどを使って再生します。文字の大きさや背景の色も変えることができます。



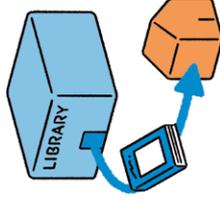
## 電子書籍

目の見えにくい方などに配慮した電子書籍は、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、目次から読みたいページに移動したり、文字の大きさ・色・フォント・背景の色を変えることができます。内容を音声で聴くことができる電子書籍も増えています。

## 公立図書館

### 貸出・郵送サービス

さまざまな種類の本の貸出を行っています。  
点字・録音図書や雑誌は、一部の障害者に無料で郵送できます。本を自宅に郵送してくれる図書館もあります。



### 対面朗読サービス

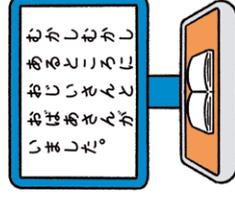
図書館の本や持参した本を、朗読者が直接読み上げます。  
短いものは電話で対応してくれる図書館もあります。



### 機器の利用

読書を支援する機器を利用できる図書館もあります。  
機器の使い方も教えてくれます。

- 文字を拡大して表示する「拡大読書器」
- 音声DAISYなどを再生するための「DAISY再生機」



## 点字図書館

図書や雑誌の録音・点訳・貸出を中心に、目の見えにくい方に向けた相談も受け付けています。福祉サービスや施設の紹介、視覚障害者用機器の使用方法的説明などです。蔵書にない印刷物の録音・点訳、対面朗読サービス、点訳・音訳をする人の養成も行っています。



目の見えない方・見えにくい方、活字の図書を読むのが難しい方が、無料で利用できるサービスです。

## サピエ図書館



インターネット上の電子図書館です。30万タイトル以上の録音・点字・電子図書を、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、読んだり聴いたりできます。録音・点字図書の貸出を依頼することもできます。国立国会図書館（視覚障害者等用データ送信サービス）のデータも、一部を除いてサピエ図書館で利用できます。

### 利用方法

- 利用には申し込み手続きが必要です
- サピエ図書館に登録している図書館で利用することもできます
- お近くの点字図書館・公共図書館か、サピエ事務局へお問い合わせください

## 国立国会図書館

### 視覚障害者等用データ送信サービス



国立国会図書館や全国の公共図書館や大学図書館などが製作した約3万点のDAISY・テキストデータ・点字データなどを、インターネット経由で利用できます。

## 課題

○読書バリアフリー法の公布・施行  
読みに困難のある人々に、アクセシブルな電子書籍等が提供されることが基本理念

○通常の小中学校には、読み書きに著しい困難を示す児童生徒:3.5%  
→合理的配慮を提供する必要がある。

○マルチメディアDAISY図書  
→アクセシブルな電子書籍等の一つ  
読書バリアフリー法の理念に則り、読みに困難のある児童生徒に対して、地域図書館や学校図書館がマルチメディアDAISY図書を提供することが必要

## 事業のねらい

### 目的1

地域の図書館において、①図書館員等への研修の実施、②図書館における「音声教材啓発コーナー」の設置による地域への音声教材の啓発に取組み、地域の図書館員及び地域住民へ音声教材を普及させること

### 目的2

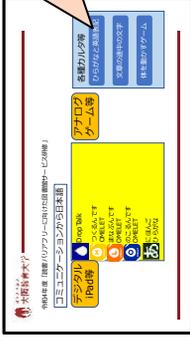
小中学校の学校図書館において、学校司書が学校に在籍している読みに困難のある児童生徒に対してマルチメディアDAISY図書を製作・提供するモデルを構築すること

## 主な実施内容

1. 大阪市立中央図書館の図書館員等や小中学校学校司書等への研修  
テーマ：読みに困難のある子どもに対する支援と図書館の役割ーその背景と音声教材についてー

2. 小中学校の学校司書に対する音声教材の製作支援

### 1. 図書館員等や学校司書への研修の実施



読みに困難のある子どもに関する関連法律とともに、知的障害、外国籍の子どもに対する音声教材を用いた支援事例を紹介。

### 2-1. 小学校の学校司書に対する製作支援



小学校3校の学校司書に対して、マルチメディアDAISY等の音声図書の製作支援を実施。さらに、読みに困難のある児童が活用しやすい図書館になるよう指導助言（左写真）。

### 2-2. 中学校の学校司書及び生徒に対する製作支援



学校司書1名と中学校生徒18名が児童書「おしりたんてい」(ポプラ社)のマルチメディアDAISY化に取組んだ。生徒はテキスト入力グループ、画像編集グループ、音声入力グループに分かれ、それぞれ製作支援した。

## 成果

### 1. 図書館員等への研修の実施

計106名の参加があった。研修後にアンケートを実施し、分析した(5件法)。令和3年度から継続して研修を受講した図書館員等の平均点の上昇が見られた。よって、研修の継続は読みに困難のある子どもの支援に関係する法律、支援方法等の理解の深まりにつながったと言える。

### 2-1. 小学校に対する製作支援の成果

学校司書が「みえるとかみえないとか」(アリス館)、「字のないはがき」(小学館)「ひらがなこっき」(解放出版社)などをマルチメディアDAISY化した。製作支援を繰り返すことで、学校司書一人で製作できるようになった。

### 2-2. 中学校に対する製作支援の成果



中学校生徒が製作した「おしりたんてい」(ポプラ社)を小学校4年生の図書時間に披露した。

図書室の時間終了後に参加した児童65名にアンケートを実施したところ、全て肯定的な意見であった。

## まとめ

- 継続して研修を行うことで、読みに困難のある子どもへの支援等の理解につながった。
- 製作したマルチメディアDAISY図書を今後図書室で読めるような体制整備の実施。

### 課題

- 各図書館での環境整備に向けて、より具体的な取り組みを行えるよう、好事例を示し、理解を広げる
- 図書館関係者同士の活発な交流の場が、コロナ禍によって減少

### 事業のねらい

- 各図書館での環境整備に向けて、より具体的な取り組みが行えるよう、以下の点に特化し、参加者の意識の向上を図る⇒**具体的取組みに繋げる**
- 各図書館における施設面とサービス面の好事例を講義によって示し、現状と課題を認識するとともに、課題の解決について考える
- グループワークにより参加者同士の情報交換を行い、多角的な視点を



※会場の一隅には、アクセシブルな書籍やマルチメディアDAISYを展示。参加者らには、自由に手に取って閲覧いただいた

### 実施内容

- ①読書バリアフリー概論
- ②WS「図書館のソフト面のバリアフリーについて」
- ③WS「図書館のハード面のバリアフリーについて」  
質疑応答・まとめ

※事前に当機構の読書バリアフリー関連動画の視聴と、自館の課題点の調査レポート提出を課した



有限会社  
読書工房  
代表 成松一郎様  
(総合司会及び  
コーディネーター)

#### ① 読書バリアフリー概論



文部科学省 総合教育政策局  
地域学習推進課 図書館・  
学校図書館振興室 専門官 工藤松太郎 様

読書バリアフリー法の基本計画の概要をご説明いただき、本法律の要点、指針をお伝えいたしました。

#### ② 「図書館のソフト面のバリアフリーについて」



一般社団法人スロークommunication  
副理事長 羽山慎亮 様

あらゆる人にわかりやすい言葉遣い・コミュニケーションの要点を、「利用案内づくり」を通して学ぶWSを実施。

#### ② 「図書館のハード面のバリアフリーについて」



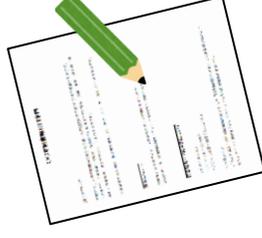
鹿島建設株式会社 一級建築  
博士(人間科学) 原 利明 様

視覚障害当事者の立場から、使いやすい施設の工夫点など、好事例を紹介。各班で図書館施設の課題等を考えるWSを実施。

※所風先の規程により、外出制限があり、オンライン出演

### 成果

- 好事例を示し、課題や目標を明確化するとともに、理解を促進した
- 特に、ソフト面のバリアフリーワークシヨップでは、各館でもすぐに取り入れられる「分かりやすい利用案内」を作成するための具体的なノウハウを伝えた。



「利用案内情報」を分かりやすい表現に書き換えるワークシヨップ。各班で話し合い、分かりやすさを検討した。

- 参加者同士の活発な意見交換が果たせた

担当・地域の異なる参加者同士が、各視点を踏まえたグループワークを行うことにより、図書館全体や自館の課題の認識に繋がった。また、意欲向上も図ることができた。



ワークシヨップ「図書館内のバリアフリー的な課題と解決案」を書き記した模造紙。各班での活発な議論された。

※成果については、「参加者アンケート」(別添資料)に基づきまとめた

第10回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等	文化庁	所属	著作権課	役職・氏名	課長 柁井 圭子
<p>基本計画</p> <p>① Ⅲ-5(第13条関係) 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備</p>	<p>これまでの取組</p> <p>【中核的な役割を果たす機関に係る周知等】            外国で製作されたアクセシブルな電子書籍等の円滑な入手を促進するため、国内(日本)への取寄せ方法、②外国在住の個人及び図書館等向けに、同館が所蔵する視覚障害者等用データの外国への提供について、詳細に案内が記載されている。            ・文化庁ホームページ：  <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakukei/hokaisei/marrakesh/">https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakukei/hokaisei/marrakesh/</a>            ・国立国会図書館ホームページ：  <a href="http://www.ndl.go.jp/jp/support/index.html">http://www.ndl.go.jp/jp/support/index.html</a></p>	<p>成果・達成状況</p> <p>文化庁ホームページにおいて継続して周知を行うとともに、著作権セミナー・講習会(年5回)の受講者(11,618名)に対しても、外国で製作されたアクセシブルな電子書籍等の円滑な入手を促進するための、国内(日本)への取寄せ方法、②外国在住の個人及び図書館等向けに、同館が所蔵する視覚障害者等用データの外国への提供について、詳細に案内が記載されている。            ・文化庁ホームページ：  <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakukei/hokaisei/marrakesh/">https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakukei/hokaisei/marrakesh/</a>            ・国立国会図書館ホームページ：  <a href="http://www.ndl.go.jp/jp/support/index.html">http://www.ndl.go.jp/jp/support/index.html</a></p>	<p>今後の取組・目標</p> <p>外国で製作されたアクセシブルな電子書籍等の円滑な入手を促進するため、国内(日本)への取寄せ方法、②外国在住の個人及び図書館等向けに、同館が所蔵する視覚障害者等用データの外国への提供について、詳細に案内が記載されている。            ・文化庁ホームページ：  <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakukei/hokaisei/marrakesh/">https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakukei/hokaisei/marrakesh/</a>            ・国立国会図書館ホームページ：  <a href="http://www.ndl.go.jp/jp/support/index.html">http://www.ndl.go.jp/jp/support/index.html</a></p>	資料番号	
課題・補足					

第10回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等	総務省	所属	情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室	役職・氏名	課長補佐・興石美和
基本計画	これまでの取組 【障害者の利便の増進に資する研究開発への助成】 ICT分野の情報ハリアリアフリー促進支援事業【別添資料1】を通じて、アクセシブルな電子書籍等・端末機器等を含む障害者等の利便の増進に資するICT機器・サービスの技術開発の促進や、技術的な課題の解決に資する調査研究等を実施。	成果・達成状況 令和5年度のICT分野の情報ハリアリアフリー促進支援事業を通じて、障害者等の利便の増進に資するICT機器・サービスの研究開発等を実施(助成件数11件)。	今後の取組・目標 障害者等の利便の増進に資するICT機器・サービスの研究開発の成果の社会実装による情報ハリアリアフリー環境の整備(先進的なICT機器の社会実装、サービス高度化等)の継続。 研究開発助成事業の事業化率50%以上:令和7年度50%	資料番号	総-1
課題・補足					

# 通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業

令和6年度予算額 115百万円

◆ デジタル・デバイドを解消し、障害者や高齢者を含めた、誰もがICTによる恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現するため、以下の助成を実施。

## ① デジタル・デバイド解消に向けた技術等研究開発

**本省** 高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの充実に向けた、新たなICT機器・サービスの研究開発を行う者に対し、経費の2分の1（最大3000万円）を上限として助成金を交付。

## ② 情報バリアフリー通信・放送役務提供・開発推進助成金

**NICT** 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）を通じ、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供を行う者に対し、経費の2分の1を上限として助成金を交付。

### （参考）助成事例

#### 駅構内を想定した視覚障害者の歩行誘導サービスの研究開発

地下鉄の駅構内に設置したQRコードからの情報とメガネ型ウェアラブルデバイスから得た情報をスマートフォンで統合し、クラウドサービスを利用しながら、道案内、駅構内情報、危険回避、さらには広告の提示などを実現

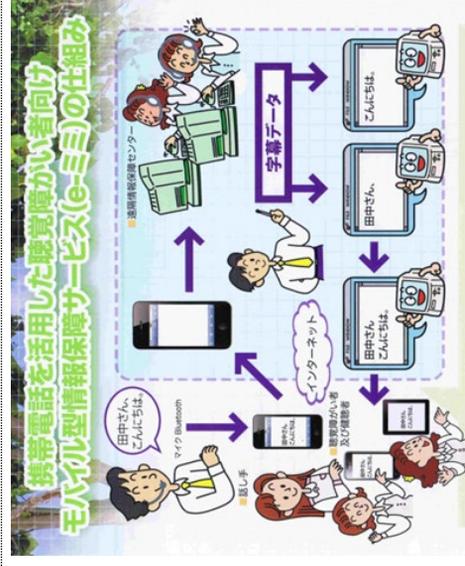
#### shikAI システム概要



#### モバイル型情報保障サービス（e-ミミ）

聴覚障害者の学びを支援するため、高等学校・大学及び講習会・セミナーへの、遠隔地からのパソコン文字通訳（要約筆記）による文字情報の配信提供。

② インターネットを使って、会場内の利用者が持っているスマートフォンやタブレット端末に字幕として表示。



① スマートフォンを通して送られた会場内の音声を文字に変換。

通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業（令和5年度採択案件）

デジタル・デバイス解消に向けた技術等研究開発

対象事業者	対象事業名
1 株式会社理想隆社	視覚障害者・ディスレクシアのための音声を使った読書方法の研究開発
2 イースト株式会社	機械学習を活用した非アクセシブルなPDF文書の構造化とテキスト抽出に関する研究開発

情報バリアフリー通信・放送役務提供・開発推進助成金

対象事業者	対象事業名
1 株式会社コンピュータサイエンス研究所	視覚障害者向け歩行支援サービスの開発
2 特定非営利活動法人 メディア・アクセス・サポートセンター	映画・映像・舞台芸術等に対応したクラウド型情報保障サービスの提供
3 株式会社デジタルアテンダント	AI/ChatGPTによる視覚障害者歩行支援情報提供システムに関する開発

第10回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等	国立国会図書館	所属	関西館	役職・氏名	図書館協力課長 渡邊斉志
基本計画	これまでの取組	成果・達成状況	今後の取組・目標	資料番号	
① Ⅲ.1(第9条関係)(1)アクセシブルな書籍等の充実	<p>【国立国会図書館での製作及び他機関製作分の収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他機関では製作が困難な学術文献について、視覚障害者等向け録音図書やテキストデータを製作した。</li> <li>・公共図書館、大学図書館等のデータ提供館から視覚障害者等用データを収集した。</li> <li>・デジタル化資料のOCRテキスト化事業を実施した。</li> <li>・オープンソースで公開可能なOCRの研究開発も併せて実施した。</li> </ul>	<p>令2年度から令和5年度までの4か年で、視覚障害者等向け録音図書(DAISY仕様)を45タイトル(1,435時間分)製作した。また、170タイトルの校正済みテキストデータと311タイトルの未校正テキストデータを製作した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令2年度から令和5年度までの4か年で、公共図書館、大学図書館等から計16,186件の視覚障害者等用データを収集した。データ提供館は50館増加して、令和5年度末現在141館となった。</li> <li>・令和5年度末時点で、当館が製作したデータ、データ提供館等から収集したデータ、デジタル化資料からOCR処理により作成した全文テキストデータをあわせて、約251万件(内訳は以下参照)のデータを視覚障害者等用データ送信サービスで提供している。令和2年度から令和5年度までの4か年で約248万件増加した。</li> <li>・当館製作の視覚障害者等用データ 3,186点</li> <li>・当館が収集した視覚障害者等用データ 40,364点</li> <li>・デジタル化資料の全文テキストデータ 2,465,918点</li> <li>計 2,509,468点</li> <li>・明治期以降に刊行された活字のデジタル化資料を当館においてテキスト化するためのOCRを令和3年度に開発し、NDLOCRと名付けて令和4年5月にCC BYライセンスで一般公開した。令和4年度には、NDLOCRに対して視覚障害者等用データとして適するよう読み順の整序等の機能を付与し、性能改善も行う追加開発を実施し、NDLOCR ver.2として令和5年5月に同じくCC BYライセンスで一般公開した。</li> </ul>	<p>他機関では製作が困難な学術文献について、視覚障害者等向け録音図書(DAISY仕様)及びテキストデータを引き続き製作する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共図書館、大学図書館等のデータ提供館から、引き続き視覚障害者等用データを収集する。</li> <li>・デジタル化の進捗にあわせて、順次NDLOCR ver.2を用いたOCR処理によるデジタル化資料のテキスト化を行い、出版者等による所定の除外確認手続を経て、視覚障害者等用データ送信サービスで提供する。</li> <li>・オープンソースで公開可能なOCRについて性能向上や機能拡張に関する研究開発を引き続き実施する。</li> </ul>		
② Ⅲ.1(第9条関係)(1)アクセシブルな書籍等の充実	<p>【図書館等におけるテキストデータ製作支援の実験の取組】</p> <p>国立国会図書館の共同校正システムを用いて、日本点字図書館等の参加機関がテキストDAISY等を製作した。(アクセシブルな電子書籍製作実験プロジェクト)</p>	<p>令2年度から令和5年度までの4か年で、国立国会図書館の共同校正システムを用いて、日本点字図書館等の参加機関が1,860点のテキストDAISY等を製作した。</p>	<p>引き続き、参加機関によるテキストデータ製作を支援するとともに、公共図書館等におけるテキストデータ製作支援の枠組みを検討する。</p>		
③ Ⅲ.2(第10条関係)インターネットを利用したサービスの提供体制の強化	<p>【各インターネットサービスの周知】</p> <p>国立国会図書館が提供するインターネットサービス、サピエ図書館等について、研修等の機会を通じて周知した。</p>	<p>・視覚障害者等が全国にあるアクセシブルな書籍等を統合的に検索できる新たなシステムとして、令和6年1月5日にみなサーチ(国立国会図書館障害者用資料検索)正式版を公開した【別添資料1】。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共図書館、大学図書館等障害者サービスを担当する司書・職員を対象とした障害者サービス担当職員向け講座を、毎年度実施した(日本図書館協会と共催)。同講座では、国立国会図書館が提供するインターネットサービスやサピエ図書館に関する講義を設けて、インターネットを利用したサービスの周知を図った。令和2年度から令和5年度までの4か年で、図書館員等延べ810名が同講座の講義に参加した。</li> </ul>	<p>・みなサーチにおいて、引き続き視覚障害者等が全国にあるアクセシブルな書籍等を統合的に検索できるようにする。また、関係機関・団体等を通じてシステムの周知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者等用データ送信サービスへの参加を促進するため、研修等の機会を通じて引き続き周知を図る。</li> <li>・公共図書館、大学図書館等で障害者サービスを担当する司書・職員を対象とした障害者サービス担当職員向け講座を引き続き実施する。</li> </ul>	国図-1	

④	<p>Ⅲ.4(第12条関係)アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等</p>	<p>【民間電子書籍サービスについて、図書館における適切なアクセシブルな電子書籍等を提供する民間電子書籍サービスについて、図書館における適切な基準の整理を行い、図書館への導入を支援することを目的に、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度～3年度:「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会」(以下、「検討会」という)を立ち上げた(現在までに10回開催)。各種図書館、電子図書館事業者、障害者団体を対象とした調査を実施し、「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会令和3年度報告書」としてとりまとめた(令和4年度に公開)。</li> <li>・令和4年度:電子図書館を視覚障害者等が利用するために必要となるアクセシビリティに係る要件を整理し、「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン1.0」を作成した(令和5年度に公開)。</li> <li>・令和5年度:上記ガイドラインの普及活動及び発達障害等の児童を対象とする調査を実施した。令和5年度の取組については別添資料2を参照。</li> </ul>	<p>・ガイドライン作成の基礎的な情報を共有することを目的に、「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会 令和3年度報告書」をとりまとめ、公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子図書館を視覚障害者等が利用するために必要なアクセシビリティに係る要件を整理し、「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン1.0」を作成、公表した。</li> <li>・令和6年度に計画しているガイドライン更新に係る検討の基礎とするデータを得るため、発達障害(ディスレクシアを含む)等の児童を対象とする調査を実施した。</li> </ul>	<p>＜令和6年度の目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度に実施した調査の結果等に基づき、検討会を3回程度開催して、ガイドラインを更新する内容等について検討する。</li> <li>・令和5年度に継続して、ガイドラインの利用を促すために、図書館関係者及び出版関係者の集うイベント等に参加して、ガイドラインの説明を行う。</li> </ul>	国図-2
⑤	<p>Ⅲ.5(第13条関係) 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備</p>	<p>【マラケシユ条約に基づく視覚障害者等用データの国際交換サービスの実施】</p> <p>外国で製作されたアクセシブルな電子書籍等の円滑な入手及び国内で製作されたアクセシブルな電子書籍等の外国への提供を促進した。</p>	<p>令和2年度から令和5年度までの4か年で、国内の図書館等から21件の依頼を受けて、外国で製作された点字データ、音声DAISY等84タイトルを収集し、視覚障害者等用データ送信サービスを通じて提供した。また、海外の機関から2件の依頼を受けて、国内で製作された視覚障害者等用データ19タイトルを提供した。</p>	<p>引き続き、マラケシユ条約に基づく視覚障害者等用データの国際交換サービスを着実に実施する。</p>	
⑥	<p>Ⅲ.8(第17条関係)(1) 司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上</p>	<p>【司書等を対象とした研修の実施】</p> <p>国立国会図書館が提供するインターネットサービス、サピエ図書館等について、研修等の機会を通じて周知した。</p>	<p>各種図書館で障害者サービスを担当する司書・職員を対象とした講座・講演を実施・提供した。</p> <p>※詳細は③を参照。</p>	<p>公共図書館、大学図書館等で障害者サービスを担当する司書・職員を対象とした障害者サービス担当職員向け講座を引き続き実施する。</p>	
課題・補足					

# 国立国会図書館障害者用資料検索(みなサーチ)正式版の公開

## 概要

全国にあるアクセシブルな書籍等を統合的に検索できるシステムとして、令和5年3月のβ版の公開を経て、令和6年1月に国立国会図書館障害者用資料検索(みなサーチ)正式版を公開した。

みなサーチを通じて、視覚障害者等用データ送信サービスに登録した視覚障害者等の方や同サービスの送信承認館を対象に、国立国会図書館のデジタル化資料から文字認識処理(OCR処理)をすることにより作成した全文テキストデータ(現時点で約247万点)等の提供を行っている。



## 事業内容

### 1. アクセシビリティ・ユーザビリティを高めたシステム

音声読み上げ・画面拡大・点字表示など様々な支援技術を使用する視覚障害者等にとって、アクセシブルな書籍等をより見つけやすく、使いやすいうーザーインターフェイスを備えた統合検索サービスの提供。

### 2. 検索対象の拡大

サピエ図書館等のこれまでの検索対象に加えて、国立国会図書館デジタル化資料の全文テキストデータ、国立国会図書館歴史的音源、日本出版インフラセンター出版情報登録センター(JPRO)が公開しているデータベース収録の読み上げ対応の電子書籍やオーディオブック、青空文庫、CiNii Research(障害者用資料のみ)、国立情報学研究所読書バリアフリー資料メタデータ共有システムを新たに検索対象に追加。(検索可能な書誌データ数は100万件→520万件に増加)

### 3. デジタル化資料へのアクセスの拡大

デジタル化資料を画像データの形では利用することが困難な視覚障害者等の方に全文テキストデータを提供することにより、音声読み上げソフトを使ってデジタル化資料の内容を読み上げて確認したり、本文を点字で表示したりすることが可能に。

#### <利用者の声>

- ・ デジタル化資料が身近になった。
- ・ 自宅にいながらアクセシブルな資料を多く利用できるようになり、ありがたい。
- ・ 全文テキストデータは、学術論文や雑誌が多いので、利用価値が高い。



# 「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会」 における令和5年度の検討状況について

## 1. ガイドラインの普及広報活動

令和5年7月19日、国立国会図書館Webサイトで「電子図書館におけるアクセシビリティ対応ガイドライン1.0」(以下「ガイドライン」という。)を公開した。その普及・広報活動として、各種広報媒体に計6件寄稿し、イベント等に計8件登壇した。代表的なものは下表のとおり。

日付	媒体名	執筆者等	題目	出版者	掲載ページ等
令和5年 9月1日	『学校図書館』	国立国会図書館職員	「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン1.0」の学校図書館における意義と活用方法	全国学校図書館協議会	第875号 52-54頁
令和5年 11月19日	『電子図書館・電子書籍サービス調査報告2023』	国立国会図書館職員	国立国会図書館のアクセシビリティへの取組	樹村房(一般社団法人電子出版制作・流通協議会監修)	51-64頁
日付	イベント名	報告者等	題目	主催者	会場
令和5年 9月26日	令和5年度ICT活用講座	国立国会図書館職員	電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン紹介	千葉県立西部図書館	千葉県立西部図書館 & オンライン
令和5年 10月25日	第25回図書館総合展 フォーラム	東京大学 近藤武夫教授、 専修大学 植村八潮教授、 日本書籍出版協会 田中敏隆氏、日本図書館協会 佐藤聖一氏、国立国会図書館職員	あなたもわたしも読みやすくなる！アクセシブルな電子図書館を実現する第一歩 —『電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン』を足掛かりに—	図書館総合展運営委員会	パシフィコ横浜 アネックスホール & 動画配信
令和5年 11月17日	第109回全国図書館大会 会岩手大会 第8分科 会 障害者サービス	国立国会図書館職員	最新のICT技術・アクセシブルな電子図書館を活用して目指す、障害者の読書環境：アクセシブルな電子図書館ガイドライン	日本図書館協会	いわて県民情報交流センター (アイーナ) 2

# 「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会」 における令和5年度の検討状況について

## 2. ガイドラインの更新準備：「読み困難がある電子図書館利用者のアクセシビリティ機能に係る調査」

ガイドライン作成時に中長期の課題とされたアクセシビリティ機能(「色反転」「フォントの変更」「字間や行間の調整」「縦書きと横書きの切り替え」「ルビ付与」「分かち書き」「ハイライト」)につき、ガイドライン更新に係る検討の基礎となるデータを得るため、大阪医科大学に委託して、発達障害(ディスレクシアを含む)等の児童を対象とする調査を実施し、報告書をまとめた。

### 概要

#### 1 調査の概要

第一段階の文献調査として、既存の研究等のレビューにより既に明らかになっている知見を整理し、第二段階の実験調査として、既存の調査では不十分だった点については新規データを取得し、分析した。



#### 文献調査の結果

色反転とフォントの変更について、最適な色の組合せや障害に適したフォントの組合せについては分かっていないが、変更可能であることの有効性は示された。字間・行間・縦書きと横書きの切替え、ルビ付与については十分な根拠が得られなかったため、実験調査の対象とした。分かち書きとハイライト付与についても、確たる結論は得られなかったが、実験に要するコストの大きさから、実験調査の対象外とした。

#### 3 実験調査の結果

字間を変更できることは読みやすさ向上につながる事が確認できた。行間の調整は字間と比較して効果が十分に確認できたとは言えず、優先度は低い。ルビ付与については、ルビがあった方が良いとは言えそうだが、ルビ文字の大きさやルビ文字と親文字の距離など具体的な仕様について言えることはない。縦書きと横書きの切り替えは右のグラフに示したとおり、縦書と横書にそれぞれ大きく読み速度を改善させるグループがあることから、有効性が認められる。

